

令和6年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

令和6年9月11日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行 政 改 革 推 進 課 長	椎 名 実	総 務 課 長	山 崎 剛 成
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	池 田 勝 紀

税 務 課 長	榎 澤 茂	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健 康 づ く り 課 長	飯 島 正 寛	社 会 福 祉 課 長	飯 嶋 一 男
子 育 て 課 長	八 馬 祥 子	副 高 齢 者 課 長	椎 名 隆
支 援 課 長		高 福 祉 課 長	
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	伊 藤 弘 行
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	常世田 昌 也
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	江波戸 政 和	ス ^ポ ーツ振興課長	金 杉 高 春
監 査 委 員 長	杉 本 芳 正	農 業 委 員 会 長	戸 葉 正 和
事 務 局		農 事 務 局	

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	黒 柳 雅 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（飯嶋正利） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（飯嶋正利） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（12番 林 晴道 登壇）

○12番（林 晴道） 皆さん、ご機嫌よくお過ごしですか。旭市議会の、僕が林晴道でございます。改めて、この地域をつくっていただきました先人たちに感謝するとともに、新たな希望と期待に応えるべく、市民の代弁者として、過去にとらわれず、未来を悲観せず、ここで一所懸命、凜とした姿勢で臨んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

僕は、市民の思いを市政に反映させていくという地方議会の原点を強く意識し、二元代表制のバランスを保つため、追認機関でも抵抗勢力でもなく常に市民目線に立って行政と対等に渡り合える議会を目指します。市民がより身近に感じ、期待される議員となるよう、職務に全力を傾注する決意です。

それでは、新しい時代のふるさとをつくるため、市民に選んでいただいたあふれる勇気を持って、ここに一般質問を行います。

質問事項の1から、令和5年度決算に関して、初めに、米本市長の総括について質問いたします。

決算は、ともすれば終わったことと済ませがちではありますが、企業においては決算こそが全てと言っても過言ではありません。それは、どれだけいいことを言って夢を語っても、業績や株主への配当など、決算の結果によってはトップの責任が厳しく問われるからであります。行政もサービス業に位置づけられていますが、企業はサービスを提供して、その上で対価を受け取れるのに対して、行政は先に税という形で市民に負担を求め、その財源によってサービスを提供する点からも、すなわち予算を執行した結果、本当に市民に納得いただけるサービスが提供できたのかが問われるものであります。そうした思いで、決算の質問を行います。

そこで、令和5年度の決算の総括について市長に伺います。

初めに、予算提案時に思い描いたとおりの成果となったのか、言い換えますと、市長として満足のいく結果となったのか、その具体的な成果も併せて米本市長の見解を伺います。

次に、質問事項1、令和5年度決算に関して、2点目、一般会計の財政状況について質問いたします。

本市の財政構造をお聞きいたします。

地方公共団体は、住民要望に的確に応え政策の展開を図っていくため、財政面においては義務的経費や投資的経費及びその他経費の整合性が求められています。そこで、本市の財政構造について、担当課ではどのように把握しているのか、具体的にお尋ねします。

次に、質問事項1、令和5年度決算に関して3点目、資産の管理制度について質問をいたします。

施設という資産の健全な運営管理といたしまして、本市では指定管理者制度を導入しております。そこで、その効果についてどのような認識であるのか伺います。また、この制度は民間のノウハウやアイデアを活用しながら施設の魅力的な経営を実現するというものでありますが、令和5年度決算において、指定管理者制度で管理委託をしている施設の件数と指定管理料の総額をお尋ねします。

次に、質問事項2、ふるさと納税に関して1点、仲介サイトの状況と制度改正について質問いたします。

総務省は本年6月25日に、2025年10月から寄附者にポイントを付与する仲介サイトの利用を禁じる方針を示しました。ふるさと納税は、返礼品目当てではなく寄附の使い道や目的に着目して行われることに意義があり、制度の適正な運用を確保すると総務大臣が記者会見で述べています。

そのふるさと納税は、都市部と地方の格差是正を目的に2008年に開始されました。寄附上限を超えなければ、自己負担分2,000円を除いた額が住民税や所得税から控除されます。寄附総額は、2023年度過去最高の1兆1,175億円に上り、その規模は拡大しています。その一方で、自治体間の返礼品競争が過熱し、格差是正どころか勝ち組、負け組が生まれる問題もあります。仲介サイトに自治体が手数料を支払って返礼品を掲載し、利用者がネットショッピング感覚で選ぶことから、官製通販との批判もあり、寄附で付与されたポイントは一般の通販などでも利用できる仕組みとなっていることから、そのように言われているようです。

そこで、仲介サイトの内容と利用状況について伺います。

次に、質問事項3、学校部活動の地域移行に関して、進捗状況と地域の実情について質問いたします。

学校の部活動は、児童・生徒のニーズの多様化や生徒数減少による活動メニューの縮小化、教員の業務負担増の改善などを理由に地域部活動に位置づけて、当面は休日の活動を地域に移行することになりました。部活動の地域移行では、これまで学校教員が担ってきた部活動の指導を地域団体や関係事業に担ってもらうことで地域の活動に位置づけ、教員の負担を軽減するとともに、子どもたちの運動や文化活動に参加する機会への選択肢を増やす取り組みです。

本市では現在、モデル事業としてソフトテニス部に予算をつけ取り組んでおりますので、その生徒の声を聞くことが一番大切だろうと思います。この部活動地域移行のど真ん中にいるのが子どもたちであります。子どもたちにとってどのように映ったのか、生徒が思い、感じていることをどのように把握しているのか伺います。

あわせて、二つ目に小学校の保護者を対象にした説明会を行っておりますが、その中でどのような意見があったのか伺います。

三つ目に、地域移行に向けては質の高い多くの指導者の確保が急務となりますので、その指導者の発掘、育成はどうするのか、具体的に伺います。

四つ目に、現役世代の指導者への参画は雇用主である企業等の理解も必要であります、本市から働きかけを行うことについての見解を求めます。

最後に、質問事項4のRSウイルス感染症に関して1点、子どものRSウイルス感染症対策について質問いたします。

RSウイルス感染症は、呼吸器の感染症です。RSウイルスは、日本を含め世界中に分布をしています。何度も感染と発病を繰り返しますが、生後1歳までに半数以上が、2歳まで

にほぼ100%の子どもがこのウイルスに少なくとも1度は感染するとされています。症状としては、発熱、鼻水などの軽い風邪症状から重い肺炎まで様々で、RSウイルスの初回感染時には、より重症化しやすいと言われています。特に、生後6か月以内にウイルス感染した場合には、細気管支炎、肺炎など重症化する場合があります。特に、早産時や生後24か月以下で心臓や肺に基礎疾患がある小児、神経筋疾患やあるいは免疫不全の基礎疾患を有する小児、また生後6か月以内での乳児の感染には特に注意が必要とされています。

このRSウイルス感染症で感染した乳児で重篤化した場合には、処方箋などの分析に基づく論文などのデータをベースに、国際的な製薬メーカーのサノフィ株式会社が実施したシミュレーションによりますと、生後1年以内に8から9%の乳児が外来受診を経験、それから2から3%の乳児が入院を経験すると推測、その患者は外来で最大7万4,000人、入院で最大2万1,000人、その入院費用の規模は47億円と推測しています。

また、厚生労働省は定期接種化に向けた協議を重ねているようですが、アメリカCDC、アメリカ疾病予防管理センターも推奨しており、スペインやフランスなど先進国では既に子どもへの予防として定期接種化をしているようです。子どもがRSウイルス感染症を発症し重篤になった場合、1週間近く入院することが多く、子どもや保護者に大変な負担がかかります。

そこで伺います。RSウイルス感染症は、市民にあまり認知されておらず、市民をはじめとした医療機関や保育施設などに周知や注意喚起が必要と考えますが、本市の認識と現状を伺います。

以上、再質問に関しては自席で行います。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、質問事項の1、令和5年度決算に関しての（1）についてお答え申し上げます。

令和5年度は第2期旭市総合戦略に掲げる四つの基本目標の実現と、チーム旭でまちづくりの推進に向け、関連する諸施策を着実に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、そして原油価格や物価高騰への対応を含め社会経済活動の両立を図り、将来に向けた、より効率的で健全な財政運営を推進するため、様々な取り組みを進めてまいりました。

今回の決算を踏まえ、予算の提案時に思い描いた成果、満足のいく結果となっているかと

ということですが、シティプロモーションや移住・定住支援、子ども医療費の助成、空き家対策など、従来から強化・拡充した取り組みのほか、出産・子育て応援給付金をはじめ、物価高騰対策を含めた各種給付金の支給などの社会情勢等に応じた対応、保育所の統合や学校再編、海上・飯岡統合消防分署庁舎や防災行政無線の整備など、ソフト・ハードの両面から取り組んでまいりました。

また、新型コロナウイルスワクチン接種への対応や接種会場までのタクシー利用の助成、学校給食費の8か月分の免除のほか、各種の臨時給付金の給付事業など、補正での対応を含め職員が一丸となり、全庁を挙げて必要な措置を講じてきたところでございます。

人口減少や少子高齢化、また近年の物価高騰や空き家対策などの全国的な問題や課題、そして旭市が抱える問題や課題を克服するため、様々な世代の意見を聞き、限られた財源を有効に活用しながら、チーム旭でしっかりと各種の施策を進めることができたと認識しております。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、財政課のほうから大きな項目の令和5年度決算に関してのうちの（2）一般会計の財政状況について回答したいと思います。

財政構造の観点から申しますと、まず歳入につきましては、令和5年度決算は前年度と比較して、歳入全体は増加しておりますが、自主財源が減少しており、歳入全体に占める割合も減少しております。これは、令和4年度の実質収支が減したことに伴い、繰越金が前年度から大きく減したことによるものです。

続いて、歳出につきましては、令和5年度決算は前年度と比較して経常的経費は減少しておりますが、義務的経費が前年度と比べて増加し、歳出全体に占める割合も増加しております。これは扶助費が大きく伸びたことによるものです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 行政改革推進課からは、（3）資産の管理制度について、公共施設の管理方法について、指定管理の施設数と管理料の総額、効果についてご回答申し上げます。

本市の公共施設の管理方法については、施設の所管課が個々に直接管理しているものと、旭市多世代交流施設おひさまテラスなど、民間のノウハウを活用した指定管理者制度を導入して管理を行っているものがございます。

直接管理を行っている施設については、市内や近隣の事業者に保守管理業務などを委託している状況でございます。指定管理者制度を導入している施設については、原則として公募を行い、それぞれの施設において最も適当と認める団体を指定し、社会体育施設など4課で16施設をおよそ2億3,700万円で管理していただいております。

導入の効果ですが、令和5年度から指定管理者制度を導入した旭市総合体育館などのスポーツ施設では、導入前と比較しますと利用者が約11万人から14万人へと、約3万人増加しているところでございます。また、施設の休館日を減らしたり、市民のニーズに合わせた各種スポーツ教室の開催を行うなど、指定管理者の創意工夫を生かした取り組みも行われております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、企画政策課からは、大きな項目の2、ふるさと納税に関しての（1）になりますが、仲介サイトの状況と制度改正について伺うの中で、仲介サイトの利用状況についてお答えいたします。

まず、ふるさと応援寄附の仲介サイトですが、これは自治体に手軽に寄附を行うことができるウェブサイトになります。現在、令和6年度は旭市では、さとふる、楽天ふるさと納税、ふるさとチョイス、ふるなびの四つのサイトと契約をしておりましたが、利用状況ということで、令和5年度で回答させていただきたいと思いますが、令和5年度は、さとふる、楽天ふるさと納税、ふるさとチョイス、この3サイトを利用していましたので、こちらの利用状況でお答えします。

まず、さとふるですが、申請件数9,280件、寄附金額が1億4,279万5,877円。手数料ですが寄附金額の12%になります、1,713万5,505円です。次に、楽天ふるさと納税になりますが、申請件数が2,038件、寄附金額は3,059万9,116円で、手数料が9%で273万5,920円になります。最後、ふるさとチョイスですが、申請件数が1,661件、寄附金額が3,476万2,261円、手数料が10%で347万6,226円となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課からは、大きな項目3番の学校の部活動の地域移行についてお答えいたします。

まず、子どもたちの意見であります、昨年度実施した中学生へのアンケート調査では、

休日は地域クラブとして活動することについてどのように思うかの設問に対して、「自分なりのペースで楽しく活動できれば参加したい」が運動系で46%、文化系で55%でありました。また、「より専門的な技術指導を受けられる活動であれば参加したい」という意見が運動系で33%、文化系で19%となっております。同じく小学生のアンケートでは、休日に地域クラブ活動に参加したいかの設問に対して、「参加したい」が39%、「学校部活動でないなら参加したくない」が34%、「休日は活動したくない」が27%でありました。

次に、保護者説明会での内容でございますが、8月19日に開催しましたモデル事業の保護者説明会の際、保護者からあった質問ですが、地域クラブ活動のソフトテニスに加入しないことで、大会のメンバーに選ばれないなど不利はないか、また顧問やコーチは教員の異動のように年々替わるのかなどの質問がございました。この質問に対しまして、モデル事業への参加、不参加によって学校の部活動が不利になることはない。また、教員が異動となった場合は指導を続けていくことは困難であるが、他の地域の指導者も加わりながら運営をしていくというような回答をしております。

指導者の確保、あとは周知の方法につきましてですが、部活動地域移行については指導者の確保が課題の一つとして挙げられております。その課題を解決するためには、現役世代を含め広く指導者を募るなど、部活動地域移行について雇用主や地域の方々のご理解、ご協力をいただくことが必要となると思います。部活動地域移行について様々な方々からご理解、ご協力をいただけるように、まずは市民全体への周知に取り組んでまいります。

指導者の育成の件でございますが、こちらについては県が実施している地域指導者講習会等を活用しながら、研修の在り方についても検討をしております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 私からは、質問事項の4、RSウイルス感染症に関して、

（1）子どものRSウイルス感染症対策についてということでございます。

質問のほうは、関係機関への周知や注意喚起が必要ではないかという中で、市としての認識と現状というふうなお話でございました。回答申し上げます。

RSウイルス感染症は、軽症の場合は風邪と診断されることも多いウイルス性の呼吸器感染症です。生後1歳までに約半数が、2歳までにほぼ100%の子どもが1度は感染すると言われており、年齢にかかわらず何度も感染と発症を繰り返すとされております。初回感染の乳幼児は重症化しやすく、約3割の子どもは悪化し、呼吸困難や肺炎などを起こすことがあ

り、乳幼児の入院の原因疾患の一つとなっております。

現在のところ、感染したＲＳウイルスを直接治療する薬はございません。そのため、ＲＳウイルス感染症の治療は、基本的には症状を和らげる治療が行われております。感染経路は接触感染と飛沫感染で、子どもが日常的に触れるおもちゃや手すりなどの消毒や手洗い、マスクの着用が効果的とされております。

ＲＳウイルス感染症については、ほぼ全ての乳幼児がかかる病気として認識されております。このため、市では流行期に各保育所等で感染状況や基本的な感染予防についての掲示を行うなど、注意喚起を図ってきたところでございます。

ＲＳウイルス感染症は、近年になり、子どもだけでなく大人の感染も多いことや、流行の季節の長期化、感染者数の増加、予防ワクチンの承認など、著しく状況が変化しております。正しい情報、知識の普及の必要性を感じているところでございます。今後は、ホームページや広報、ＳＮＳ等を活用し、ＲＳウイルスについて積極的な周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○１２番（林 晴道） それでは、再質問を質問席で行わせていただきたいと思います。それでは、質問事項１からです。令和５年度決算に関して、初めに米本市長の総括について再質問を行います。

先ほど、市長として予算提案時に思い描いたとおりの満足いく結果になったというような認識でいるというようなことでしたね。質問のすり合わせのときに、こういうことを教えてもらいたいなというふうに思うんです。しかしながら、その自己評価に対してサービスを受ける側の市民の目というのはどうだったのかということですね。

ここで、第３期旭市総合戦略のための市民アンケートの調査結果が令和５年１０月に公表されました。その市民アンケート調査報告の満足度という状況から見た場合、令和５年度の施策について、市長はその市民の声にどのように評価されているのかなというような見識であるのか伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 昨年１０月に取りまとめました第３期総合戦略策定に向けた市民アンケートの結果では、市政へのニーズとして保健医療の充実、消防・防災力の強化などの項目で

満足度が高かったほか、旭市への愛着、旭市の住みやすさ、定住意向などについても、おおむねよい評価をいただいております、市の施策全般として成果が表れたものと考えております。

一方で、雇用の確保や公共交通網の整備などの項目では満足度が低くなっており、こうした分野についてはさらに取り組みを強化していくことが必要だと考えております。

市の施策においては、成果が見やすいものや時間がかかるものなど様々な事業がありますが、施策に対する満足度が向上し、住んでみたい、住み続けたい市であり続けるよう、市民、事業者などと連携を図りながら、今後もチーム旭・オール旭で取り組んでまいります。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 分かりました。

市長、市役所だとか、僕自身も市民の声を聞いて、いかに行政に反映させるのが基本であると思っています。そのような認識の下で、市民アンケートや地域意見交換会、また市民の声を代弁する議員の発言を踏まえて地域の実情をしっかりと把握して、税金の使い道が適正であったのかを、この決算においてしっかりと分析や研究をしてもらいたいと、米本市長をはじめとする執行部には共感してもらいたいと強く願いまして、次の質問に移ります。

質問事項の1、令和5年度決算に関しての2点目、一般会計の財政状況に関しての再質問を行います。

決算状況の指数について伺っていききたいと思います。そこでまず財政力指数であります。これは一般的に当該団体の財政基盤の強さを表すものであり、標準的な行政活動を行うのに必要な財源をどのくらい自力で達成できるのかということを表すものであります。

ちょっと古いですが、令和4年度は0.49ポイントとなっております。山武市と同率で上から39番目なんですね。この財政力指数に対してどのような評価をしているのか、さらに、今後の見通しについてお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それではお答えします。

議員が言ったこととちょっとかぶってしまうこともありますけれども、財政力指数は自治体の財政力の強さを示す指標になっています。普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の過去3か年の平均値であります。

財政力指数は、その数値が高いほど財源に余裕があって、逆に低いと財源が不足しているということになるため、財政力指数が低いと普通交付税によって財源を補填される割合が増

えることになります。

本市の財政力指数は、議員おっしゃったとおり令和4年度が0.49というところで、令和5年度も速報値ではありますが同じく0.49という状況です。今後の見通しということですが、今後の数値というのはなかなか劇的に変えるというのは非常に難しい数値ではありますと考えております。

議員が先ほどからおっしゃっているとおり、本市の財政力指数は県内で数値は低いほうの部類になっています。本市の最も大きい歳入が地方交付税であることから分かりますとおり、財政力の強さという観点から見ると本市の状況は厳しいと言えると思います。また、物価高、賃上げ等によって財政需要が高まっておりますので、今後も厳しい状況は続くのかなと考えているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、令和5年度に関しては、一般会計において矢継ぎ早に補正予算が提出されました。そこで、その内容だとか成果及び補正額について確認したいと思います。

また、もう一点、令和5年度の実質公債費比率について担当課としてはどのように捉えているのか併せて伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 令和5年度の補正予算は、専決処分を含めて全部で8回、金額にしますと総額で31億5,600万円となっております。

補正の内容は、主なものをかいつまんで申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業の春開始接種や秋開始接種にかかる費用、国の低所得者支援策として実施しました住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業や物価高騰対応重点支援給付金給付事業、国の地方創生臨時交付金を活用して実施した7月から3月までの夏休み期間を除く8か月間の学校給食費の無償化や、今年度に繰り越しておりますが、低所得者に対する物価高騰対策の給付金を受けた世帯を除く市内の全世帯に1万円の商品券を配付する物価高騰対策家計応援商品券配付事業などになります。

成果ということでございますが、補正予算に計上した事業は多岐にわたりますので、成果は様々でございますが、一つ挙げるとすれば物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯や子

育て世帯を中心に、物価高騰対策としての支援を行うことができたものと考えております。

また、いずれの補正予算につきましても、市議会からご理解をいただき、速やかに事業を実施することができ、予算執行も滞りなく、また問題なく行われたものと考えております。

もう一点、実質公債費比率の考え方というところで、実質公債費比率は公債費の負担度合いを示す指標になっています。こちらの比率は、財政健全化法で早期健全化基準、財政再生基準が定められております。また、起債を発行するに当たり県に協議を要する団体か、許可を要する団体かの判定にも用いられているところでございます。

本市の令和5年度の実質公債費比率は9.9%でありまして、近年の県の平均が5%台後半、6%近いということから、県内では高い水準にあるというところでございます。一応、早期健全化基準の25%はクリアしているという状況になります。

本市の市債の元利償還金の償還額のピークは令和8年度あたりと想定しております。それに備える形としまして、ここ3年は減債基金への積立てを行っております。令和8年度あたりのピーク時までには実質公債費比率は上がっていくと見込んでおりますが、早期判断基準の25%を上回ることはないと考えておりますし、また上回ることをないように努めていきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 令和5年度から見た場合の財政状況ということで、ある程度承知いたしました。

もう一点、財源確保の面から貯金に当たる基金の管理それから活用を、ここでは本市の行政経験が長い飯島副市長にちょっと聞いてみたいなというふうに思うんですけれども、地方自治法第241条の規定によって、本市は現在16基金を設けております。その総額が、基金に属する現金は令和5年度末で161億7,662万円となっています。

基金は多いにこしたことはないものの、この額というのは一般会計予算の約半分に相当して、例年この9月定例会の補正予算の編成のときには、特に財政調整基金への積み増しがされますので、僕は市の支出というのは市の需要の創出となり、通貨の供給と同じであると捉えているために、財政調整基金が多いということは、つまり使うべきものに使えておらず地域経済にマイナスであると、そういった考えもできるかなと思っています。

そのため、再度改めて本市の考えを確認いたしますが、財政調整基金の本市の適正な規模と特定目的基金の積み増しや廃止について副市長の見解を伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは、一般会計の財政状況、財政調整基金、またその他の基金と
いうことでのご質問にお答えさせていただきます。

まず、旭市は来年7月には市制施行20周年を迎えることとなります。合併直後には、新市
建設計画に基づいて、旧1市3町の均衡ある発展のため事業展開をまいりました。また、
2011年、平成23年には東日本大震災に見舞われ、被災した市民の皆様の支援をはじめ、ライ
フラインの復旧や復興住宅の建設、津波避難道路の整備等、市内外からの支援をいただく中
で、迅速な復旧・復興に当たってきたところでございます。

直近では、令和2年1月に国内初の感染者が確認された新型コロナウイルスへの対応でご
ざいます。あらゆる事業等が中止せざるを得ない状況下に置かれた中で、旭市ではワクチン
の集団接種を中心に県内屈指の速さで接種を進め、市民の安全・安心のために対応してきた
ところでございます。

また、全国的な課題である人口減少、少子高齢化への対応につきましては、今後も引き続
き対応していかなければならない大きな課題でございます。

このように、常に新たな課題が発生する行政運営ではございましたが、令和3年4月には
今後半世紀にわたって行政基盤の基礎となる市役所新庁舎の建設や、令和4年4月には旭市
のさらなる発展のため官民連携によるイオンタウンの建設、また、現在ではシティプロモー
ションの展開により旭市の情報発信に努めているところでございます。

今や旭市は東総地域の中核都市として認知されていると捉えておりますが、このことにつ
きましては、二代表制である議会の皆様のご理解、ご協力があってなし得ることでござい
ます。そして、今後さらなる発展をするためには持続可能な財政運営が基本であります。単
に抑制を基本とした財政運営ではなく、財政の健全性が保たれる範囲において積極的な事業
展開が必要と考えます。財政調整基金等につきましては適正な規模というのはありませんの
で、先々の事業展開を見据えた中で適切に運用してまいりたいと思っておりますので、よろ
しくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） この項目の最後に、副市長、財政状況に関してトータル的に答えてい
ただけました。

規模が、なぜ今の現状、旭市はこうなっているのか、その推移がどうだったのか、今後を
見据えるとどうなのか、僕は理解できたなというふうに思いますよ。ただ、ある程度今まで

の質問の中で適正な規模だとか、こういうのを具体的に教えてくれた課長もあったり、そういう推移があたりという中で、いつ何があるか分かりません、コロナの話も出ましたから、備えあれば憂いなしという中で適切に税金の使い道を考えていただきたい。これ、決算を機にしっかりともう1回見直していただけたらと、そのように思う観点から質問させていただきました。

次に移りますけれども、質問事項1、令和5年度決算に関しての3点目、資産の管理制度について再質問を行います。

指定管理者制度においては、本市では一定の効果があつたような話でありましたので、よかったなと思います。では、それがどれほど各施設で魅力的な経営に寄与しているとお考えなのか、詳細を伺います。また、この制度自体の担当課の評価というものはいかがなものなのか、よい面それから悪い面と分けて具体的に伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、どれくらい施設の魅力的な運営に寄与しているかということでお答えをいたします。

先ほど総合体育館などのスポーツ施設については、利用者数が大幅に増加していると申し上げましたが、そのほか道の駅季楽里あさひやおひさまテラスに関しましては、イベントの企画力や高い実行力などのサービスに加え、収益を念頭に置いた経営を実施しております。海上キャンプ場においても、自主事業にてテントサイトの増設など、キャンプ需要の増加に迅速に対応していただいております。

魅力的な経営という点におきまして、指定管理者制度のメリットはそれ相応に生かしているものと評価しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） これは、各施設ということに分かれると担当課が違うので、なかなか集約できていないなというふうに思います。利用する市民からは、やはり指定管理に移動してから、非常にちょっと使いづらいとか、こういう面が不便だよという声は多く寄せられているんですね。担当課ではある程度把握しているとは思いますが、ぜひそれを庁舎的に、これは検証を重ねてもらって、やはり魅力的ないい事業を取り入れてくれるんでしょうから、そういう部分と市民が不便を感じる部分と精査をして、しっかりと指定管理のいい

部分をもっと出してもらいたいなど、そのように思います。

この制度は、本来市民サービスの向上が目的でありますけれども、経費の削減が主目的になっていないのか、また制度の導入で最終的に責任を持つ市の意識が低下していないのか、そのあたりが非常に心配になるわけであります。

とりわけ、この制度ができるまでは、先ほど話がありました市内の事業者だとか、近隣法人に管理委託していたものが、無理に指定管理者制度を導入してしまってサービスの向上につながっていないなというような声を多く聞くわけであります。各施設の目的に合った、より市民サービスの向上につながるためのあるべき管理の方法について、指定管理者制度を今後も適用するかも含めて、サービス向上を前提にした施設管理の在り方について見直す必要があるのではないかなと思いますが、そのあたりを、本市の考えを伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） お答え申し上げます。

指定管理者制度は、施設の管理運営において民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的としております。

本市では、指定管理者制度の導入に当たり、平成18年度に策定した基本方針にのっとり、施設の特性や利用者の声を反映しながら管理の在り方について必要な見直しを行ってまいりました。時には、指定管理者制度を採用した施設について自前で行ったと、それぞれそのときに合った見直しをかけて、ここまで実施をしてきております。

また、単に経費の節減が図ることができればいいということではなくて、住民へのサービス提供を優先するよう努めてきたところでございます。今後も、各施設の特性を踏まえつつ、事業者の創意工夫ある積極的な取り組みを引き出し、さらなる市民サービスの向上に向けて施設所管課とも連携しながら、よりよい管理方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 分かりました。

次に移りますので、質問事項の2のふるさと納税に関して1点、仲介サイトの状況と制度改正についての再質問を行いたいと。

総務省は今回、自治体が仲介サイト側に支払う手数料の一部がポイントの原資になっていると見ていて、ルール改正に乗り出しました。この規制によって、自治体に入るお金を増や

すという狙いがあるようですが、その点、本市の見解はいかがでしょうか。また、制度改正のその詳細、それから本市の事業で何かしら大きな影響があるようでしたら併せて伺いをいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、総務省、ポイントを付与している、そのポイントの原資が市からの手数料ではないか、当然、そう考えてポイントを付与しなくなるわけですから、市が支払っている手数料が減るものと考えます。ポイントに回っている分が減りますので、当然市に入ってくる金額、ふるさと応援寄附の金額は増えるものと思っていますというふうに私も理解しておりますので、これの改正については市としては喜ばしいというか、いい方向なのかなというふうに考えております。

あと、今回の制度改正、寄附金額に影響が出るのかどうかということでした。

まず、制度改正、今年の10月1日から実施されるものの主なものとしましては、返礼品を強調した宣伝広告の禁止、それと返礼品の内容と自治体の関連性についての厳格化があります。どちらも昨年10月に制度改正されたものをより厳格化するものでありますが、まずこれに関して、本市では該当する事例がございません。ですので、こちらについては影響は少ないものと考えております。

また、来年、令和7年10月1日から実施されます、先ほど来言っております仲介サイトによる寄附者に対するポイントの付与の禁止ですが、こちらにつきましては、サイトを利用して寄附をする方に対してはポイントがつかなくなるため影響がないとは言えませんが、これによってふるさと応援寄附をする方が減るかといったら、そういったことは考えづらいと思っております。

まず、市としては引き続き本市に対して寄附を行ってもらいたいと思えるように、市のPR、また魅力的な返礼品の登録、開発に取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） まず、ふるさと納税は、本来どちらかの自治体を応援したいという気持ちがあるはずだったのが、今は仲介サイトを通じて通販のような感覚で利用されて、ポイント率が高いところにお金が流れてしまう状況になっています。もともと制度の趣旨を考えれば、今回の総務省の見解は妥当だと思うのですが、担当課としては見解はいかがで

しょうか。

また、総務省の狙いは自治体が仲介サイトに支払う手数料の抑制であります。今、課長からも答弁ございました。そこで、本市が仲介サイトに支払う手数料の詳細について、この2点を伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、制度改正の見解であります、こちらはやはり市町村に対して有利に動くものの改正だというふうに理解はしております。

あと、すみません、仲介サイト手数料ですけれども、こちらにつきましては、ちょっと先ほど回答しました令和5年度の実績でお答えいたしますと、さとふるですが、こちらが寄附金額の12%、さとふるについては返礼品の在庫管理や発送の手続き、また品代や運送代の精算などの業務をやっているというふうなことで、他のサイトと比べて手数料は高くなっております。次に、楽天ふるさと納税が、手数料が9%、ふるさとチョイスですが、こちらは手数料10%となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） ふるさと納税は地方税法に基づく制度のために、今回の改正は自治体に対する規制であります。自治体が制度趣旨に沿ったサイト運営をしている業者とのみ契約していることを厳格化するものです。

サイト運営者は自治体と契約するためポイントを自粛しなければなりませんので、ポイントが禁止されることで利用者が減るのではないかと。それから、先ほどあったように、一方では返礼品がもらえるというインセンティブ、利点は十分あるので、利用者や全体の寄附額が縮小することはないよというご意見がございます。過去に制度が厳格化されたときにも利用者が減るという懸念がありましたが、ふるさと納税の金額や件数はむしろ増加し続けております。

そこで、今定例会終了後、次年度の予算編成に取りかかるとは思いますが、本市ではどのような見込みで予算立てをするのか、その点、具体的に伺います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） ふるさと応援寄附の予算の見込みでありますけれども、まず昨

年の実績もございますし、今年度の寄附額の状況もございます。それらを踏まえまして、どの程度伸びているのか、それらを踏まえて予算要求をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） ふるさと納税は規定の回数を終わりましたけれども、これ都市部に集中する税収を地方へ分配するということで、地方の活性化につながる効果がありますし、全国でふるさと納税が躍進しています。この寄附は恒久的な財源ではないものの、本市としては貴重な自主財源となりますので、思い切った投資もできますし、僕は後世に評価される未来のための使い方というのがいいのではないかなと申しております。本市のさらなる躍進を期待しながら、次の項目に移ります。

次に、質問事項の3、学校部活動の地域移行に関して、進捗状況と地域の実情について再質問を行います。先ほどの答弁を聞いていますと、指導者の確保が大変なんだというような言葉がちょっとあったんですけども、これまで皆様方の話を広く聞きますと、旭市は多種多様な人材の宝庫だということなんです。僕自身もこの旭市では、指導者に値するべき人物、それから団体があるということを承知しているんですよね。ですから、ぜひこういう会議だとか、そういう場面においても、多種多様な人物がいるんだから、それ分らない人には、こういうのがある、ああいうのがあるよと、旭市では優秀な指導者いっぱいいるよということをちょっと発言していただきたいなというふうに思うんですよ。

続けますけれども、まず子どもたちの思いや感想をどのように把握して受け止めているのかなということですが、先ほどのアンケートという言葉聞いて、もうまさに肩透かしの答弁で残念でなりません。実際にぜひ現地に足を運んで、その現場を見ていただきながら、丁寧に感想を聞いていただいての答弁であってほしかったなと思いますけれども、いかがでし

ようか。

二つ目に、市職員も希望があれば率先して指導に参加してもらいたいというふうに思いますけれども、その見解と、ここでは法律的な問題があると思いますが、その点伺いたいと思います。

三つ目に、地域クラブを運営する中では、場合によっては不適切な指導だとか、保護者とのトラブルなどがあって、様々な問題が起こる可能性がございますけれども、これら指導や仲裁はどこが行い、最終的な責任の所在はどこにあるのか伺います。

もう1点、4点目として、中学生の多様なニーズに応えるためには、多くの登録団体が必要となると思いますが、備品の購入だとか、初期費用がかかりますので、備品や運営に使える助成が必要ではないかなと思いますけれども、その辺、本市の見解を求めます。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、子どもたちへのアンケートでございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、各学校でアンケートを配布して取りまとめたものでございました。この子どもたちの声の把握につきましては、継続的にこの声を把握するように努めるとともに、その方法についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

それと、続きまして、市の職員が部活動の地域移行を希望した場合の法律的なということでございますが、法律的には地方公務員法のほうで営利企業の従事制限がございます。しかしながら、教員と同様に任命権者の兼職・兼業の許可を受ければ、指導者として指導することは可能になるかと思えます。ただ、その際には公務員としての職務遂行に支障がないかどうか、あるいはその業務内容、あるいは報酬が社会通念上適正かどうか、そういったことについては審査をすることになろうかと思えます。

それから、指導者と保護者のトラブル等があった場合に、その責任の所在ということでございますが、こちらにつきましては、責任の所在については原則として実際にその生徒を受け入れる運営団体等になろうかと思えます。これまでは部活動というのは、学校教育の一環として学校の責任、教員の指導の下、行われてきましたが、地域移行によりまして、その責任も地域に移るものとなります。ただ、地域移行の運営の形としては幾つか想定されていて、運営主体が、市教育委員会になる場合には、最終的な責任の所在は教育委員会になりますし、この運営主体が民間スポーツ会社になるといった場合には、その運営主体が最終的な責任所在になろうかと思えます。

ただ、そういった様々なトラブルがないように、あるいは未然に防ぐためのルールなどについても、今後協議会の中で検討していきたいと考えております。

それと、当初の初期費用の備品などについてでございますが、こちらにつきましても指導者の謝礼、業務等の経費が当然、地域移行で発生いたします。この経費につきましては、国・県の方針では原則受益者負担とされておりますが、今後、国や県の補助金の動向を注視しながら、市として何ができるか検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 指導者確保が重要だということで、指導者不足の認識であったのかなと思うので質問をしています。本当に旭市にはいろいろと能力の高い人材が豊富なので、その辺をもう一度検証して申し上げたいなというふうに思いますね。

それから、子どもに対してのアンケートですけれども、これは大人向けのアンケートなんだろうね。本当に子どものためにやっているアンケートなのかなというふうに、ちょっと僕疑問に思うんです。これデリケートなので、この先申しませんが、ちょっと丁寧に子どものことを一番に考えて取り入れてもらいたいと、そのように思いますけれども、この事業の本来の目的の一つに、中学校教諭の働き方改革がありますので、教員側の目線に立ちますと、ここが大きなポイントになるわけですが、教員の働き方改革につながる成果があったのかどうか、どのように認識されているのか、その詳細を伺います。

二つ目、保護者の経済的負担については、指導者の指導料や施設使用料など、新たな費用も予想されます。できる限り学校部活動と変わらない負担で活動できるように、市として支援すべきと思いますが、本市の見解を伺います。

もう一点、三つ目、保護者の負担、それから指導者、活動拠点施設の確保など、地域移行後の体制について、積み残された課題が多々あるものと、聞いていてもお察しいたします。それらは今後どのようなスキーム、それからスケジュールで検討されて、どのような結果が示されるのかを伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、働き方改革についてでございますが、議員おっしゃるように、この部活動の地域移行の趣旨の一つとして、教員の働き方改革が挙げられております。今回のモデル事業をこれから行っていくわけなんです、その中で働き方改革などの効果に

についても十分検証しながら進めて、今後の教員の働き方改革につながるように検討してまいりたいと考えております。

次に、保護者の負担に対する市の支援でございますが、これにつきましては先ほどの初期費用と同様に、国では保護者が、受益者負担が原則とされております。これにつきましても、このモデル事業の中で適正な負担金の金額などについても検証するとともに、改めて市として何ができるのか、保護者の負担軽減について検討していきたいと考えております。

続きまして、地域移行、様々な課題と今後のスケジュールでございますが、この地域移行に当たりましては、地域の受入れ団体、指導者の確保、指導者への報酬などの仕組みの構築、また教職員の兼職・兼業の仕組みの構築ですね。あとは活動の維持、運営に必要な費用とその負担、活動場所など複雑に絡み合う数多くの課題がございます。市では、この地域移行をする中で、生徒が不利益を被ることがないように慎重な検討が必要と考えております。この改革推進期間のスケジュールが国・県で示されておりますが、ただそれにのっとなって拙速に進めるのではなくて、様々な情報を参考に、児童・生徒、保護者、教職員、関係団体の協力を求めて意見を聞きながら、旭市としての部活動地域移行になるように取り組むことが肝要であると考えております。

今後の具体的なスケジュールとしましては、今年度、市として一つの部活動を地域移行のモデル事業で、ソフトテニスを移行してございます。来年度につきましては、各中学校で1部活動が地域移行できるように、今、準備を進めているところでございます。あわせて、この保護者、市民の皆様にも、この内容についてお知らせをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 部活動は、子どもたちの思春期という大切な時期に、感性を磨き、心身を鍛えて、社会性や自己肯定感などの、その後の人生で大切なものを身につける、とても重要で意義や価値を持っているものと思います。地域移行後も、その意義だとか価値を損なわないように、地域や社会全体にその意義を伝えて一緒に支えていけるように、全力で体制整備を進めてもらいたいと思いますが、向後教育長、いかがでありましょうか。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明） 初めに、部活動の地域移行に当たり、特に大切にしているポイントを幾つか申し上げます。

先ほど林晴道議員も言われておりますが、まずは子どもを真ん中に置いた改革であること、続いて、子どもは地域全体で育てること、さらには、教員の働き方改革の一つであること、これらを踏まえ、私の考えを少し述べさせていただきます。

地域の未来を担う子どもたちが夢や希望を持ちながら健やかに成長することは、地域全体の願いであり、その成長を地域全体で支えていくことが大切です。学校部活動の地域移行を進めるに当たっては、子どもの意見にもしっかりと耳を傾け、その意見を尊重した上で、それぞれの成長にとって必要なことは何であるか十分吟味し、地域全体で育て支えていく環境づくりが重要です。そのためには子どもたちの多様なニーズに応えられる受入れ団体及び専門性や資質、能力を有した指導者の確保が課題となります。

先ほど来、議員が申されているように、本市には子どもたちの指導が可能な人材が豊富でございます。現役世代を含めた様々な世代が指導者として参画しやすいように、本市に合ったしくみづくりを今後進めてまいりたいと思います。

子どもたちの健やかな成長につながる持続可能な地域移行となるよう、市民に地域移行の意義を十分理解していただき、オール旭で支える意識の醸成や、そのしくみづくりに引き続き全力で努めてまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） いいご回答をいただいたなと思って、安心しました。ぜひそのような発言に沿った事業の進展が図られたらいいのになというふうに本当に感じましたね。

次の質問に移りますけれども、僕も学生時代に部活動を通じて人間形成をしてもらった一人であります。純真そのものだった中学生の頃に大きな影響を受けた恩師が、現在、この協議会でご活躍のようです。

今後、地域クラブに移行されても、子どもたちにとってかけがえのないものであることに変わりはありません。どうか部活動が持っている意義や価値を守り、これからもさらに注力して取り組んでもらえますよう、向後教育長には切に切にお願いするところでございます。

最後の項目です。質問事項の4、RSウイルス感染症に関して、子どものRSウイルス感染症対策について再質問を行います。

このウイルス感染症を発症した場合、仮に重篤化した場合は、入院費など医療費の負担、それから保護者の経済的負担を強いられることが予想されます。

そこで、2024年3月26日に薬事承認されたベイフォータスを6か月未満の乳児に接種する

ことが、重篤化を防ぎ医療費や経済負担を軽減すると考えられますけれども、全ての6か月未満の乳児を対象とした本市の対策だとか、その考えについて伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） R S ウイルス感染症に対しまして、医療機関のほうで現在実施しております早産や基礎疾患など重症化リスクの高いお子さんに対しては、感染症による肺炎や気管支炎などの発症を抑制、または予防する薬としての抗体製剤が保険適用となっております。市内医療機関では旭中央病院が接種を行っております。このような中で市のR S ウイルス感染症対策につきましては、市としては今後の国や県、またほかの自治体の動向を注視するとともに、関係機関との情報共有を図りながら、必要に応じた対策を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 新生児、それから乳幼児のR S ウイルス感染症による重症化の抑制や、予防を目的とした抗体薬、ベイフォータスというのは、令和6年3月に薬事承認をされましたが、早産や肺疾患、それから免疫不全などリスクの高いお子さんの重症化抑制を目的に使用する場合には健康保険が適用されますが、それ以外の場合は実費での接種となります。国は定期接種に関する議論を進めているようですが、一番は本市の子どもたちの負担、保護者への負担、それらを考えますと、国の動向を注視しながらも積極的に対応してもらいたいと、そのように思うんですね。

本市には全国に誇る公立病院がありますが、その小児科病棟のドクターが、成田や県内の専門医らと、この件を積極的に取り組まれていると伺いました。そのようなことから、1回90万円を超えるとされる費用を国の定期接種になるまでの間、製薬会社でほぼ無償で負担していただけるというような話もあるようです。公立病院や医師会などと情報を共有して、積極的に協議をしていただきまして、全ての6か月未満の子どもたちのためだと思うんですが、時間もある、もう一回いかがですか。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、今お話のありましたことですが、繰り返しますけれども、国・県の動向を注視し、また他の自治体の取り組みなども参考にしな

がら、また、今お話がありましたように医師会、中央病院などの先生方、専門家の皆さんのお話を聞きながら、慎重に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 本当に一生懸命取り組むドクター、ありがたいと思います。そのおかげで年間2億円から3億円かかる費用も製薬会社が持つよというような、そういう協議をされているようなので、市長に強く要望させていただきまして、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の一般質問を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

◇ 宮 澤 芳 雄

○議長（飯嶋正利） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（15番 宮澤芳雄 登壇）

○15番（宮澤芳雄） 議席番号15番、宮澤芳雄です。旭市議会第3回定例会におきまして、一般質問を行います。

質問は大きく分けて5点、丁寧なご回答を期待しております。

1点目、七夕市民まつりについて。

（1）安全対策について市の考えを伺います。2022年、韓国で発生した群衆事故を教訓に、日本でもお祭り時の安全対策が見直されています。旭市の七夕まつりでも安全対策の提言が昨年、旭警察署からあったとのことですが、どのような内容であったのか、その内容についてお尋ねします。また、そのことに対して、市としてはどのように考えるのか伺います。

（2）街商組合、これは露天商と言いますが、実行委員会との会議の回数と内容についてお尋ねします。

（3）令和7年の七夕市民まつりについて、初めに、来年の七夕まつりの前に今年の七夕まつりについて、まつりの花である露天商の出店が真福寺の境内に限られたため、その場に雑踏ができ、大変危険な状況になりました。それに対して市はどのように対応したのか伺います。

大きな2番、災害対策について。

（1）防災行政無線による避難放送について伺います。今回の台風7号で警戒レベル3の

発令を省略して警戒レベル4が発令されましたが、その理由を伺います。警戒レベル3の発令を省略した理由ですね。

(2) 市内の避難所についてお尋ねします。今回の台風7号で開設した避難所の数と、避難所別の避難した人の最大人数を教えてください。

大きな3点目、中学校の部活動地域移行について。

(1) これまでの国の方針について。これまで国の方針は何度も変更されましたが、現在の国の方針について伺います。

(2) 旭市のこれまでの取り組みについて。市では、他市町村に先駆けて中学校部活動の地域移行に取り組んできましたが、これまでの市の取り組み状況について伺います。

(3) 地域移行に先駆けて今年の旭市独自の取り組みについて。市では地域移行に先駆けて独自の取り組みを行っていますが、どのようなものなのかお尋ねします。

(4) 旭市の今後の方針について伺います。国は部活動の地域移行では、市町村が中心となって進めていくこととしています。そのため今後も市の役割は大変に大きいと思います。そこで、市の今後の方針を伺います。

大きな4点目、犯罪被害者等支援制度についてお尋ねします。

(1) 制度の内容について具体的に伺います。

(2) 他市の対応状況について、県内と近隣市町村の取り組み状況について伺います。

(3) 旭市の今後の方針について、市の今後の取り組み方についてお尋ねします。

大きな5点目、デマンド交通について。

(1) 旭市と契約しているデマンドタクシーの会社名と所在地を伺います。

(2) 8月6日の新聞発表によるタクシー運転手の逮捕について、市は逮捕の事実をいつ、どの時点で知ったのか伺います。

(3) 被害者に対する責任について伺います。今回の事件は、業務委託先のタクシー会社の1人の運転手が起こしたことで、また、新聞報道では不起訴となったとのこと。しかし、市の実施する事業の中で起こったこの事件について、市はどのように考えて対応してきたのか伺います。

(4) 再発防止について伺います。このようなことはあってはならないことで、市民には大変な不信感と不安を抱かせてしまいました。再発防止のため、市はどのような対策を考えているのか、具体的にお尋ねします。

以上5項目、よろしくお願いします。再質問は質問席で行います。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、質問事項１、旭市七夕市民まつりについてお答えいたします。

初めに、（１）安全対策について市の考えということでございます。旭警察署から昨年、七夕市民まつりに安全対策の提言があったということで、その内容、また市としての考えについてお答え申し上げます。

昨年、令和４年の七夕市民まつりにおきまして、真福寺周辺の道路では交通規制前の露店に大勢の買物客が訪れて車道にあふれてしまい、非常に危険な状況が見られました。このため旭警察署より、道路上は危険なので、来年は隣接する中央公園へ露店を出店してはどうかとの提言を受けたところでございます。市としての考えでございますが、市といたしましては、七夕市民まつりを訪れる来場者の方の安全を最優先とする対策が必要であるというふう to 考えているところでございます。

続きまして、（２）街商組合（露天商）と実行委員会との会議の日時、内容についてお答えいたします。

本年５月２７日に、七夕市民まつりの実行委員会事務局、商工会でございますが、こちらと街商組合（露天商）の方と旭警察署との話し合いが行われまして、街商組合からは、昨年と同様に道路部分への出店を行いたいとの要望があったというふうに聞いております。道路上で露店を行う場合には、街商組合から所轄警察署、この場合は旭警察署になりますが、道路使用許可申請書を提出することになっております。

しかし、本年の七夕市民まつりでは、道路上での出店に対しまして、議員先ほどございました、２０２２年に韓国で発生した群衆雪崩事故や、昨年の七夕市民まつりでの状況などを総合的に判断した中で、安全面の観点から街商組合と警察との間で、例年どおりの道路上での出店について合意に至らなかったというふうに聞いているところでございます。そのため、街商組合（露天商）の出店については、真福寺境内のみの出店になったというところでございます。

続きまして、（３）来年の七夕市民まつりについてということで、今年の七夕まつりで真福寺の境内に露店の出店が限られたことによる雑踏で大変危険な状態だった。それに対してどのような対応をしたのかということでございます。

真福寺境内の混雑につきましては、七夕市民まつり初日の８月６日に混雑している状況を

実行委員会のほうで把握いたしました。そこで、すぐに警備員、これは本年の警備計画におきまして機動的に対応できる警備員、これは民間の警備会社ですけれども、3名を、待機しておりましたので、その警備員と警備会社の責任スタッフ並びに商工会の職員、本部のスタッフが現場に赴きまして、入り口において混雑緩和に向けた対応をしたところでございます。

また、翌日の7日には、前日の状況を考慮しまして、真福寺の境内から隣接する中央公園（西宮公園）、そちらのほうへ入場者を誘導させる案内看板の設置やライトの設置、警備員のパトロール等の対策を行いました。それによりまして、混雑につきましては前日に比べて緩和されたというふうに聞いているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、私のほうからは、大きな2番と大きな4番について順を追って回答させていただきます。

まず、災害対策について、2のほうですけれども、（1）防災行政無線による避難放送についてということで、台風7号のときの警戒レベル3の発令を省略し、警戒レベル4を発令した理由ということでございます。

台風7号につきましては、気象庁から旭市でも被害の大きかった令和元年の台風15号に匹敵する大型の台風との情報が発せられておりました。このことから、台風が最接近する前日の8月15日午前11時に災害対策本部を設置し、同日午後5時に4か所の自主避難所を開設いたしました。そして、16日の午後3時には避難者が合計で165人となりました。避難者の70%に当たる115人が高齢者であったため、警戒レベル3の高齢者等避難を発令するのではなく、その後の気象予報のさらなる悪化を鑑みまして、市民が安全に避難することができる明るい時間帯の午後3時30分に、警戒レベル4の避難指示を市内全域に発令いたしました。

その後、台風の進路が千葉県の北東方向に離れていくという予報となりまして、暴風による被害の危険性は大きくないと判断いたしまして、対象を市内全域から土砂災害警戒区域に修正いたしましたところでございます。

そして、16日の午後10時41分に大雨警報が大雨注意報に切り替わったため、17日の午前零時に避難指示を解除いたしましたところでございます。

続いて、（2）のほうでございます。台風7号のときの避難所数と避難所別の最大人数ということでございます。

台風7号で開設した避難所は、総合体育館、海上公民館、旭市保健センター、ひかた市民

センターの4か所です。避難所別の最大の避難人数は、総合体育館で139人、海上公民館で47人、旭市保健センターで55人、ひかた市民センターで25人の合計で266人でございます。

続きまして、大きな4のほうの犯罪被害者等支援制度についてということで、制度の内容ということでございました。お答えいたします。

本制度の基本となります犯罪被害者等基本法では、国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっていることから、犯罪被害者等支援のための施策、犯罪被害者等がその受けた被害を回復または軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように支援することに関しまして、その基本理念を定め、並びに国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにすることとしております。

なお、地方公共団体による主な支援につきましては、被害者の方に対する各種支援情報の提供や、相談業務と見舞金の支給などとなっております。

続いて、(2)のほうの他市の状況ということでお答えいたします。

条例の施行状況につきましては、まず千葉県では令和3年4月1日に犯罪被害者等支援条例が施行されておまして、あと県内の市町村の状況でございますが、現在14の市町でこちらが施行されております。近隣市町では匝瑳市、東庄町、横芝光町において、犯罪被害者等支援条例が施行されております。

続いて(3)にいきます。旭市の今後の方針ということでございました。回答いたします。

誰もが犯罪被害者等になる可能性があることを踏まえ、犯罪被害者等に寄り添うためにも、この制度は必要と考えられますので、犯罪被害者等支援条例が制定されている県内市町村の制度や、見舞金の支給内容などを調査、研究し、犯罪被害者等支援条例の制定に向けて、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課からは、大きな項目3の中学校の部活動地域移行についてお答えいたします。

まず、(1)これまでの国の方針についてですが、国の方針では当初、令和4年6月に運動部活動の地域移行に関する検討会議提言におきまして、令和5年度から令和7年度末までの3年間を改革集中期間として取り組むことが示されました。しかし、同年12月には改革集中期間を改革推進期間に改め、令和7年度までの目標にこだわることなく、できるだけ早期に移行を完了してほしいと軌道修正がされました。

部活動地域移行については、国では令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携、地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことを示しております。

また、千葉県においても同期間を基にした段階的なスケジュールを示しておりますが、現在のところ、その後、国・県ともに方針に変更はございません。

続きまして、(2)の旭市のこれまでの取り組みについてお答えいたします。

本市のこれまでの取り組みとしましては、令和4年度から5年度にかけて、児童・生徒、保護者等にアンケート調査を実施しまして、部活動地域移行に関するニーズの把握に努めるとともに、令和5年度には旭市部活動地域移行準備連絡会を開催、令和6年度には旭市部活動地域移行推進協議会を設立し、関係団体との協議を進めております。

また、令和5年度に広報用のリーフレットを作成して、中学校全家庭及び教職員へ配布をし、部活動地域移行について周知をまいりました。このリーフレットにつきましては、各学校の実態によって機会を捉えて配布をお願いするとともに、本リーフレットを市ホームページにも掲載し、旭市としての部活動地域移行について周知に努めているところでございます。

そのほか、各中学校や関係団体等と協議を重ね、令和6年度に市として1部活動の地域移行を開始し、令和7年度は各中学校で1部活動の地域移行に向けて準備を進めているところでございます。

続きまして、(3)旭市独自の取り組みについてでございますが、今年の旭市独自の取り組みとしましては、スポーツ協会やスポーツ少年団、文化協会等の代表の方々を委員とした旭市部活動地域移行推進協議会を設立いたしました。部活動地域移行には様々な課題が生じておりますが、旭市に合った地域移行とするために、意見聴取や情報共有、連絡調整の場としてこの協議会を位置づけ運用しております。

また、本年9月からはソフトテニスの土日の活動を地域クラブ活動として地域移行いたしました。部活動地域移行後の地域クラブ活動では、指導者への謝礼等が発生します。この経費につきましては受益者負担が原則となっておりますが、地域クラブ活動に移行した部活動のみ、参加生徒から経費を徴収することは不公平が生じてしまうことから、このモデル事業の運営団体にモデル事業としての補助金を交付しまして、間接的に受益者負担を軽減することとしております。

そのほか、各中学校に対しまして顧問会議等を開催して、どのような部活動地域移行がで

きるか検討を依頼しているところでございます。

続いて（４）今後の市の方針についてですが、今後の方針としましては、国や県の方針等や児童・生徒、保護者、教職員、関係団体のニーズを基に、旭市部活動地域移行推進協議会で関係団体と協議を重ね、旭市に合った部活動地域移行となるよう取り組みを進めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、企画政策課からは大きな項目の５、デマンド交通について順次回答いたします。

まず、（１）旭市と契約しているデマンドタクシーの会社名と所在地についてお答えいたします。

デマンドタクシーで契約している会社は２社ありまして、１社は旭タクシー株式会社で、所在地は旭市口になります。もう１社はアステル交通株式会社で、所在地は旭市横根、本社は銚子市です。

（２）８月６日の新聞発表によるタクシー運転手の逮捕について伺うで、市はどのタイミングで運転手が逮捕された事実を知ったのかお答えします。

市が運転手の逮捕を知ったのは、新聞発表の前日、８月５日になります。

続きまして、（３）被害者に対する責任について伺うで、市の実施する事業の中でこのようなことが起こったことについて、市はどのように考え対応したのかについて回答します。

今回の事件は、市の実施するデマンド交通の中で起きたものでありますので、事業を運営する立場として、市としても非常に重く受け止めております。そういったことから、市では運転手逮捕の事実の確認後、速やかに市長から被害者及びご家族、また市民に向けての謝罪コメントを発表いたしました。

続きまして、（４）再発防止について伺うで、再発防止のため市はどのような対策を考えているのかについてお答えします。

今回の事件により、市民の皆様に変なご心配をおかけしたことは誠に遺憾であり、二度とこういったことが起こらないよう、市として再発防止に向けた取り組みを進めているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 0 分

○副議長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

引き続き一般質問を行います。

宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） それでは、通告順に再質問を行います。

大きな1番の（1）安全対策についての再質問です。

先ほどの説明に対して、市ではどのような対策を取ったのか具体的にお尋ねします。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） すみません、再質問に対して答弁申し上げる前に、先ほど1回目の（1）の答弁のところで、私、言い間違いが1か所ございましたので、訂正させていただきます。

昨年の七夕市民まつりというくだりの中で、私、令和5年と申すところを令和4年というふうに誤って申し上げてしまいましたので、訂正させていただきます。申し訳ございません。

それでは、再質問に対してお答え申し上げます。市ではどのような対策を取ったのかというところでございます。

今年度は、新たな取り組みといたしまして実行委員会、あと七夕市民まつりの警備を行う警備会社、そして市の3者におきまして警備計画書のほうを作成いたしました。これによりまして、昨年度来の課題や、また今後の有効な手段等を共有しまして、安全確保に対する共通認識を図り、交通規制に伴う車両通行止めや会場各所の巡回、雑踏事故警戒など安全対策を充実させ、来場者やお祭り参加者の安全確保に努めたところでございます。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） この七夕まつり、みんな楽しむために来る、本当に皆さん楽しみにしているんですね。でも何が最優先されるって、市民の安全、これに勝るものはないんですね。

ですから、警察署から、もう危険だよと、韓国の雑踏事故の雪崩が、150人からの死者が出た、そういった教訓を基に、ぜひ旭市でも検討してくださいよと聞いたら、近隣はみんな道路の幅と、それから歩道がちゃんと整備されているので大丈夫だけれども、旭市はちょっとまずいだろうという判断なんだそうですけれども、実行委員会の元現職の、実行委員ではないですけれども、方の話なんかでは、どうも違ったニュアンスで話が進んでいるので、あくまでもこれは七夕の見物といいましょうか、七夕に来た方への安全ですよ。それからまた、七夕を運営する側ですか、その人たちも含めて、安全性が最優先だということで、こういった指導があったということで理解をさせていただきます。

また、市も警備会社を入れるなどという、やっぱりもうそういう時代ですよ。いろいろ工夫をしながら安全性、対応しているということは、これは大きな評価として捉えていいと思います。

この中で、先ほど説明があった中で、交通規制に伴う車両通行止め、これはもう当然車両通行止めになるわけですがけれども、このときの何か市が交通規制の中にある家ですか、そういう人のために何か対策を取ったというふうに私は捉えたんですけれども、どういうふうな対策だったのでしょうか。今年新しく始めた対策としてよろしければ、それ1点、お答えいただけます。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 実行委員会、これは宮澤議員は市というふうにおっしゃっていただきましたけれども、市を含めて実行委員会全体というところでお答えさせていただきます。

今年度は交通規制区域内の住民の方に対しまして、旭第二中学校周辺に代替の駐車場を設けさせていただきまして、規制区域内の住民の方へ、そこへの駐車を周知することで、規制時間中に移動しなければならない住民の方に配慮するとともに、会場周辺の混雑緩和、事故防止のほうを図ったというところでございます。よろしくお願いします。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） そういった配慮がやっぱり、七夕に参加する側は気づかないんですけれども、自分たちが楽しみに行く、いろいろ対策に対していろいろ考えるんですけれども、実はその規制区域内にある人たちのことも、やっぱり十分に配慮していただきたいですよ。ようやくそのところにたどり着いたのではないでしょう、今まで気を遣っていたんでしょ

うけれども、そういった対策というのはいいことだと思います。引き続きよろしくお願いします。

それでは、（２）の質問に入ります。街商組合、露天商ですよね。今年は露天商の出店が真福寺の境内だけだったということで、これは警察署のほうからちょっと安全が守れないよということで、道路に関しての使用許可に対して許可を出さなかったというより、話合いに至らなかったと聞いているんですけれども、この実行委員会と露天商の間でどのくらいの数の——それはさっきお聞きしました。この中で最終的に露天商の方が実行委員会にどうであったのかという話合いというのは具体的にはあったんでしょうか、なかったんでしょうか。それを市は把握していたかどうか、そこだけ確認させてください。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答え申し上げます。

先ほど答弁いたしました５月２７日に警察と、あと実行委員会、商工会、あと街商組合のほうと協議をしたところで、これ正式にといいますか、商工会の中で打合せをしたという、この３者で打合せをしたのはその１度というところで、あとは街商組合と警察署のほうで直接やり取りを行ったと。途中、商工会、実行委員会としても安全対策というところで、ある程度例年どおりの案で安全対策を施して出せないかというところを警察のほうにもお伺いしたという経緯もあるそうなんですけれども、警察のほうとしてはやはり道路上では危険だということで、なかなかそこでの折り合いがつかなかったというところでございます。

市がそれを知っていたかというところでございますけれども、企画委員会であるとか、実行委員会と、実行委員会の一部として、我々も出席しておりますので、都度都度、事務局のほうから、そういったお話のほうは伺っているところで承知はしております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄） それでは、３番の再質問を行います。

では、来年度の取り組みですね。今年の七夕まつりでは安全対策が整わなかったために、露天商の出店ができませんでした。それはあくまでも安全対策のために露天商が出店できなかったんですね。令和７年、来年の七夕まつりでは実行委員会を中心に、市と旭警察署とが連携して、安全対策の下に実施計画をつくれば、露天商の方たちが快く出店してくれると思います、そうなれば七夕まつりを楽しみにしている人たちも喜んでくれると思いますが、

市としてはどのような考えでいるのでしょうか、ひとつ聞かせてください。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答え申し上げます。

来年の七夕市民まつりにつきましては、実行委員会において、来月10月に反省会が開催される予定となっております。当然、その中で今回の真福寺境内の雑踏の件についても取り上げられるというふうに思っております。

来年も来場者の皆さんが安心して安全に七夕市民まつりを訪れて、かつ楽しんでいただけるように、市としても実行委員会の中で、そのメンバーとしてしっかり協議してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） いつの世もそうですけれども、後悔は先に立たずと言いますけれども、やはり大きな事故が起きる前に、よそで起こった事故を教訓に、やはり改めて襟を正していこうと。この祭りに参加される全ての方のもう安全こそが何よりも優先されなければいけないということで、ぜひ市としても、そういった努力を怠らないで、しっかりとやってくれる気持ちは今日確認しましたので、ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、大きな2番の災害対策について再質問いたします。

防災行政無線についてです。避難放送について、台風7号が関東地方に向かってきたため、市は明るい時間帯に市民が安全に避難できるようにと、午後3時に警戒レベル4の避難指示を発令したとのことです。その後台風の進路が幸いなことに北東方向に変わったため、この放送が役に立つことはありませんでした。しかし、七夕まつりではないですけれども、人命こそが最も重要なんですね。ですから、このフライングといいましょうか、勇み足の放送に対して誰も批判することはできないと思います。これは正しい、本当に正解な放送であったわけであります。

しかし、その後の放送で、これは市の放送が間違っていたとかなんかは今から聞きますけれども、恐らく説明不足だと思うんですね。この次の放送で、こういう放送だったんですね。先ほどの避難指示は、対象を市内全域から土砂災害警戒区域に修正しますと、こういった放送だったんですね。市は当然、台風の緊急事態ですから、台風15号の4年前ですか、来た、あの同等の台風が千葉県に向かっていると。最大瞬間風速60メートルだということであれば、台風15号のさらに上に行く大型台風だと。これは担当課とすれば、もう市民の安全最優先と

いうことで急いで放送を出したと思うんですけども、でもそれだから、じゃ、これで安心だということで訂正されたんでしょうけれども、この内容が一言、私は足りなかったと思うんですね。何で誤解されたかって、私はね、「台風の進路が千葉県の北東方向に離れていく予報になったので」と、この一言を加えれば、ああ、それでは安心だなと。実は皆さん、テレビでもういち早く情報が入っているので、テレビだとかインターネットでその情報をつかんでいるんですけども、やはり防災行政無線でそういうふうなことがあると、何だよ、じゃ、さっきの放送、俺たち避難しなくてもよかったかなと、避難所にいたらそうやって言っている人がいたんですよ、現に。ですから、いい教訓として一言、実は台風がそれたので、先ほどのレベル4の放送は、実は土砂災害警戒区域に修正しますよと、そういう放送に一言付け加えれば、誤解がなかったのではないかと思いますけれども、改めて市の見解を伺います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

まず、避難指示についてでございますけれども、災害発生の可能性が高まり、危険な場所にいる方に全員避難していただきたい状況で、避難指示を発令いたします。避難指示は、全員が避難所に避難するという指示ではなく、自宅などが危険な状況でない場合には、自宅にとどまって安全を確保していただくということになってございます。

なお、防災行政無線の放送内容についてでございますけれども、こちらは市民の皆様に分かりやすい表現になるよう、十分留意してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） すみませんね、ちょっと避難所での声が入ったものですから、そういうふうにお伝えをさせていただきました。確認したら、そういった回答をいただきましたので、今この放送をご覧になっている方はもちろん、後日いろんな形でまた確認をする市民もいらっしゃると思います。いいお答えでした。ありがとうございました。

それと、次の質問ですけども、防災行政無線以外でも非常時の情報発信は行っているのでしょうか、お尋ねします。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 情報発信につきましては、防災行政無線のほか、ホームページ、防災あさひメール、LINE、Xにて行っております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ホームページ等で確認できるということで、了解です。

災害に関してもう一つ、ちょっと大事なことがあったので、2項目め、（2）市内の避難所について改めて確認します。

先ほど説明のあった4か所の避難所、随分、今回も266人ですから普通ですかね、の方が避難をされたと、この避難所に非常用の自家発電装置はあるのでしょうか。私、ひかた市民センター、あそこにいたんですけれども、全くそこは小さい小型の発電機が2台あるだけで、扇風機くらいしか回らないんだそうですけれども、そこにはないんですけれども、ほかはどんな状態なんでしょうか。避難所の4か所の状態をお聞かせください。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 今回の台風7号で開設しました4か所の避難所のうち、施設全体の電源を賄うことができる非常用の自家発電設備が設置されているのは、海上公民館のみであります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 海上公民館はあるんですね。了解です。

実は私、ひかた市民センターにいたんですけれども、避難した人たちの中に、もしここが停電になっちゃったら、冷房が効かなくなってしまうと。そうしたら私は暑さに耐えられないで死んじゃうねと、こう言った方がいたんですよ。確かに近年の暑さは、これ異常です。今年10年ぶりだと言いますけれども、非常に高温なんですね。冬と違って夏の場合にはエアコンがどうしても必要だと思うんですね。エアコンがないと、この暑さに耐えられない高齢者とか持病を持つ人にはとてもつらいんだと思います。また、熱中症のリスクも非常に高くなるわけであります。そういった理由から、ぜひとも避難所には非常用の自家発電装置の設置を要望したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 災害時におきまして避難所の電源の確保は重要でありますので、非常用の自家発電設備、こちらの設備が設置されていない避難所につきましては、先進事例等を参考にしながら、今後の課題として調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ぜひともお願いしたいと思います。

それで、先進事例もとにかく本当に参考にしながら、ベストの状態の自家発電装置を設置してもらいたいと思うんですけれども、ちょっと時間かかると思うんですね。台風はもう待ったなしにやってくると思うんですけれども、この次に来た台風といいましょうか、その設置までの間に、やはり一つ対応ができれば、今回はいい教訓だと思うんですけれども、発電機がなかった。実際には停電にならなかったからよかったんですけれども、停電になっていたら、その中が非常に高温になってしまった。それを緊急という対応で、ちょっと対応してもらいたいのに、平成22年の千葉国体のときに、体育館にリースのエアコンと、それからまだ体育館にエアコンがついていなかったのも、リースのエアコンと発電機が設置されたんですね。あれは非常に参考になったと思うんですけれども、リースの発電機というのは、急な場合に設置できないんでしょうか。ちょっと教えてください。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

先ほどの回答と重複いたしますけれども、避難所の電源確保は重要でありますので、リースのエアコンと発電機についても、非常用の自家発電装置同様、先進事例等を参考にしながら、今後の課題として調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 何よりも市民の生命、これが最優先でありますので、市としてこれは真摯に取り組んでいただきたいと、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは大きな3点目、中学校の部活動について、地域移行について再質問いたします。

（1）の国の方針が何度か変更された。国も大変な、原点はやはり学校教育ですから、学校でやってもらいたいと思うのかもしれないけれども、どこからスタートしたか、やはり働き方改革の、長時間勤務、これが一つのネックだったのではないかなと推察されます。

確かに地域ぐるみで子どもを育てるというのは、もう今までもやっていたんですけれども、この少子化の時代に、ちょっと子どもと地域の接点がなくなってしまったところで、もちろん教育委員会としてもいろんな対策を取って、地域の人たちが学校に来て、学校の運営を見してくれる、手伝ってくれる、そういった委員の設定をしたり、いろいろ努力されているんですけれども、それはさておいて、この部活動の地域移行に当たっても、大変ないろいろ苦労があると思います。一番は、これは国の方針ですから、こういうふうにやりなさいよと。先ほど課長から答弁があったとおり、最初は徹底ですよと、でもだんだん緩やかになって、当初は全部移行しましょうよという話だったと思うんですけれども、それは無理ですよと、県単位で大分反対が出て、じゃ、土日に行きましょうよと、土日、休日、その指導者が勤務に当たらない休みの日に教えてくださいよ、それだったらいいでしょうと、そんな話で、土日になったと思うんですけれども、そういったところで大分苦労しているのも事実です。

1番は結構ですから、国の方針ですから、2番、そういった中で、とにかく地方自治体で全部考えなさいよと。独自にお金も出してやりなさいよと。大変な話なんですけれども、ところが、旭市はいち早くこれに対して対策をしたんですね。いろんな課で苦労したと思いますけれども、これまでの取り組みについて、このやってきたことといいましょうか、それについてまず再質問なんですけれども、児童・生徒、保護者にアンケート調査はされたということで先ほど回答いただきました。しかしながら、教職員にはアンケート調査は行っていないんでしょうかね。何かそういう話が回答の中になかったので、ひとつお聞かせください。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） アンケートについてですが、令和5年7月に生徒及び保護者にアンケートした際に、その際に教職員にもアンケート調査を実施しておりまして、そのアンケート結果では、兼職・兼業の申請を行ってスポーツ指導をすることを希望する教職員、こちら17%という結果が出ております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。そうですか、いろいろ調べたら他県の情報では、兼業が認められれば、兼業、これ早くから学校側では随分校長先生が心配していて、各競技、自分が長い間、その競技を自分で現役でやってきた人が、ぜひとも次の世代に教えたい、そういう気持ちで教員になった先生も随分いるんですよと、そういう話をよく聞きます。

しかしながら、兼業、こういうふうな地域移行になるということになると、当然、お手当が出たり、いろいろ難しい問題が出てくる。そうすると、兼業として許可されなければ指導ができないとか、そういったことがあるので、私はそこが心配だったんです。他県の調査では、やはり2割程度の方は、先生方がね、指導したいと。ただ、それは兼業が許されればしたいというアンケートだったので、基本、教師のやはり指導がないと、地域移行しますよ、先ほども林議員の答弁に対する答えもありましたけれども、誰が責任を持つのかということになると、非常に難しいんですね。

高校なんかでは部活動に対しては、責任教師が常にいないと、これは責任の問題なんでしょうけれども、責任教師が部長という立場の先生ですよ。この先生がいないと練習もできないわけですね。これが地域移行をするに当たって、教師抜きにやるんでしょうか。やらざるを得ないですよ。そのところでいろいろ問題が出てくると思うんですね。ですから、ぜひ順調に地域移行するまで教師の力というのは、やはり本当に大事なんだと思います。そういった中で、やはりアンケートを取って、17%の人がやってもいいよと言ってくれたというのはありがたいと思います。それを聞いたかったんですよ。ちょっと長くなってべらべらしゃべってすみません、ありがとうございます。

それでは、(3)にいきます。再質問です。早速ソフトテニスで9月、今月から地域移行したとのことですが、ありがたい話だと思います。

それで、年に何回くらい練習をするんでしょうか。それと、指導者はどのくらいなのかと、現在、その生徒とどこで地域移行になった場合の練習会場といいましょうか、試合の場合にはまた別だと思えるんですけど、そこについて聞かせてください。何回やるのか、指導者と生徒数と場所ですね。4点、お尋ねします。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 休日部活動の地域移行モデル事業ですが、活動は土日のどちらかのみになりまして、今年度のモデル事業は、9月から3月までの7か月間、最大で28回を予定しております。第1回目の活動は9月14日土曜日を予定しております。

指導者のほうなんですが、指導者は10人おりますが、1回の活動には4人程度が出まして、交代で参加をするということでございます。

それと生徒数ですが、地域クラブ活動はあくまで生徒の希望による参加となりますので、予定では40人から50人程度というふうに見込んでおります。

あと会場のほうですが、練習会場のほうは第二中学校と飯岡中学校を交互に使用する予定でございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 結構大がかりなんですね。これはぜひ市として、先進事例ではないですけれども、これ参考事案になりますよね。ありがたいですね。それをやっぱり基に徐々に向けていったらいいんですね。

先ほど聞いていたら、今度はこれは種目、競技として指導者がいて、お手伝いしますよということですが、来年度からは学校単位で部活を選ぶんでしょうかね。うちでは何やりますよ、そういったほうも併せて進行していくということで、徐々にもう地域は子どもたちの世話をするというのも、自分たちがお世話になった地域ですから、そこに恩返しというのは、次の後継者とか、次世代を担う大切な中学生の一番大事な時期ですから、この生徒たちに自分たちが何かしてあげたい、貢献したいという気持ちは分かるんですけれども、そこがスムーズにいくまでにはかなりの難題があると思いますけれども、ぜひ執行のほうでも頑張って、教育委員会を中心に頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、4番にいきたいと思います。再質問します。

部活動の地域移行では大きな課題が二つ考えられると思います。当然、指導者の確保、それと資金、これはお金の問題はやはり、先ほど課長が答弁されていましたが、格差ができてはいけません。学校でやっていたときにはかからなかったものが、地域移行になるとお金がかかるわけですから、そのところに対して、やっぱり会費だとか保険代、そういったものに対する、学校に、例えば今回、ソフトテニスでは地域移行された。地域移行しないクラブはそのまま学校でやっているけれども、地域移行になったほうがお金がかかると。これではかわいそうですから、当然その部分は誰かが、本当は自分で払うんでしょうけれども、それではかわいそうなので、どこかがそれを埋め合わせしてあげる。やっぱり市でそれを持ってあげるしかないのではないですかね。

そういったところを改めて伺いますけれども、せっかくこんないいモデル事業をやるんですから、これを参考に、次年度からの予算立てといたしまじょうかね、そういうふうな、幾ら払うというのは、今の時点では分からないと思います。でもやってみたら、これだけかかった、そういうことはどうしようかって、いろんな問題が出てくると思う。そのことに対して、市のまず現段階では、言える範囲は本当に大きなことは言えないと思いますけれども、現段

階での考えをちょっとお聞かせください。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 部活動の地域移行後の地域クラブ活動では、指導者への謝礼や用具等の経費が発生いたします。今年度につきましては、モデル事業で市のほうで補助金として支出するわけですが、この経費につきましては国・県の方針では、原則受益者負担とされております。今後、今回のモデル事業を通して、費用的にどの程度が適正なのかを検証するとともに、今後、国や県で補助金が出るかどうかも含めまして、そういったところを注視しながら、市として何ができるのか改めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。本当にすばらしい事例といいたいでしょうか、ソフトテニス協会ですかね、この皆さんの努力が、まずこれから旭市の先頭に立って、いい事例になってくれることを期待したいと思います。

では、再々質問ですけれども、中学校の部活動は学校教育の一環として行われてきました。当然のことです。中学生にとって、部活動は多くのことを学ぶ大切な事業だと思います。しかしながら、教職員の長時間労働の負担軽減のためには、地域移行せざるを得ないのかもしれないかもしれません。地域の大切な宝、生徒たちですね。十分な支援を要望したいと思います。せっかく立ち上げたクラブが脆弱だと、絵に描いた餅になりかねません。

最後に、教育長のお言葉をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（向後依明） 十分な支援について考えをとのことでございます。回答申し上げます。

部活動は、今日まで学校教育活動の一環として長い歴史を刻んでおり、多くの人が部活動によって生涯の友を得たり、社会経験を積んだりしてまいりました。また、部活動はこれまで、我が国のスポーツ、文化・科学・芸術等の基盤を支え、世界に誇る人材を輩出したり、人々に夢や希望も与えてまいりました。しかし、近年の少子化の進展や教員の働き方の問題から、部活動を従前と同じ体制で運営することが難しくなり、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。

こうした中、国は部活動を地域移行することとし、令和5年度から7年度までを改革推進

期間として設定し、休日の部活動については各地域の実情に応じて、可能な限り早期に実現を目指すということになっております。

しかし、先ほど宮澤芳雄議員から、脆弱だと絵に描いた餅に終わってしまうとのご指摘をいただきました。安易に見切り発車をしたり、生徒を混乱させるようなことは絶対に避けなくてはならないと考えております。地域移行をすることが目的ではなく、地域移行する以上は、周到に準備して持続可能な体制をしっかりと構築することが重要と、このように考えます。引き続き地域の皆様のご理解、ご協力を賜りながら、生徒の豊かなスポーツ、文化・芸術活動を維持できるよう、精いっぱい努めてまいる所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 教育長、大変力強いご回答をありがとうございます。これから地域移行するに当たっての、大変な決意といいましょうか、思いをお聞かせいただきました。大勢これから地域移行に地域の人が携わっていくと思いますけれども、まさしくさっきの課長、そして教育長、お二人の回答が、これから地域人として、中学生をいろいろ指導したいなという人には、本当に、本当に心に響いたと思いますよ。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。大きな4番目の犯罪被害者等支援制度についてお尋ねします。

昨日も宮内保議員から質問があったところで、重複するところもありますけれども、私なりに再質問をさせていただきます。

1番目は制度の内容ですので、よく理解できました。

2番目の他市の対応状況について、再質問をさせていただきます。先ほど、14市町が県内では取り組んだということでもありますけれども、取り組んだというか、設置といいましょうか、創設といいましょうか、に至ったということで回答いただきました。でも、条例の制定に至らずとも、お隣の銚子市では、既に条例の制定に向けて取り組みを検討している、そういった市町村もあると聞いていますけれども、市ではどのくらい把握しておりますでしょうか。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

銚子市につきましては、条例の制定を進めていきたいと伺っております。あと、条例未制定のその他の市町村の状況につきましては、現在のところ把握はいたしておりません。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 分かりました。

それでは、3番の今後の方針について、市民が安全で安心して暮らせるまちの実現のために、この制度はとても大切なことだと思いますが、創設するとなると、その場合にはどのような手順で向かっていくのか、その方法をお聞かせください。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 犯罪被害者等支援条例を制定する手順といたしましては、既に今制定されている県内市町村の制度や、見舞金の支給内容などを調査、研究、精査をいたしまして、その後、本市の条例案として取りまとめた後、議会に議案として提出させていただくことになっております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） では再々質問です。

犯罪の未然防止はもとより、経済的困窮者や精神的被害者、こういった方に対して助成を行うことにより、一日も早く犯罪被害者が平穏な生活を取り戻すことができるようにしようという政策なんですね。ですから、市としても、これはもう早急に支援体制を整えていくべきだと思いますけれども、どうですか、市長、改めて市長のお考えを、明確なお考えをお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 昨日、宮内保議員に同様の回答を申し上げましたが、犯罪被害者等の方に対しては親身になり、寄り添いながら相談を受け、国、県、警察などと連携し、社会全体で支えていくことが重要と考えております。

既に犯罪被害者等支援条例が制定されている県内市町村の制度や見舞金の支給内容などを調査、研究し、犯罪被害者等支援条例の制定に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。ご提言ありがとうございました。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 力強い市長の答弁がありました。本当に一日も早く、一刻も早くこの

制度は実現してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

では、5番のデマンド交通について再質問いたします。

1番は分かりました。

(2)の再質問を行います。市は、先ほどの時点で知ったのか回答がありましたので、8月5日であったと認識しました。そのときに市としてはどのような対応をしたのか、改めて伺います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 警察からの記者発表を受けた新聞各社からの取材がありましたので、直ちに警察に連絡をして事実確認をいたしました。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） では、(3)の再質問をします。逮捕された後、3番の再質問ですよ。市に対しては、警察署の調査はあったのでしょうか、なかったのでしょうか。あったと思いますけれども、これをちょっと聞かせてください。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 市としまして警察への捜査協力などにつきましても、責任を持って対応したところでございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） それでは、4番の再発防止について、これ大事なところですので、しっかり聞きたいと思います。

市と運営会社、タクシー会社ですね、再発防止のため具体的にどのような対策を取っている考えなのかお聞かせください。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 再発防止の対策としまして、具体的には市として運行委託業者に対する指導や、適切な運行管理に向けたシステム運用の見直し、また情報共有の在り方を再確認したほか、事業所側でも社員教育の徹底や運行体制の見直しなどを行っており、今後

も適宜、改善を図ってまいります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） では、3回目、デマンド交通は市民にとって大変待ちわびた大切な交通機関であります。1人の人が行った行為ですけれども、残念ながら、市民にはタクシーを利用することへの戸惑いが起きたことも事実だと思います。でも、多くのタクシー運転手の皆さんは、道を熟知して、お客様へのサービスの提供など、プライドを持って仕事に従事しているんですね。ですから、一日も早く市民の信頼を取り戻してほしいと思います。改めて市の考えをお尋ねします。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） このデマンド交通事業ですが、地域の公共交通の一つとして大変重要な事業であり、市としまして、この事業に対する信頼回復に向けて全力で取り組んでおりますので、市民の皆様には、ぜひ今後も安心してデマンド交通をご利用いただきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 本当ですね。今日の私の質問のやり取りもそうですけれども、いろいろな形で市のほうから、市民に対して本当に取り組んでいる姿勢をアピールしていただきたいと思います。それがだんだん市民に伝わって、本当に安心、こんなことあってはいけないことですから、安心してタクシーを利用できるというふうに、また信頼が回復されることと思いますので、よろしくお願いします。

最後になります。このような被害者を守るために、先ほど質問した犯罪被害者等支援制度があるわけです。このような事件が起きてしまったときには、市民に対して市は条例をもってして支援することができるわけですので、犯罪被害者等支援制度、一日も早い条例の創設を要望して、私の一般質問を終わりにします。市長、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○副議長（遠藤保明） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時 0分

○副議長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（遠藤保明） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（16番 伊藤房代 登壇）

○16番（伊藤房代） 議席番号16番、公明党、伊藤房代でございます。令和6年第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

私は今回、大きく分けて6点の質問をさせていただきます。

1点目、排水路の環境整備について、2点目、高齢者支援について、3点目、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）について、4点目、冷水機・給水スタンドの設置について、5点目、AED（自動体外式除細動器）について、6点目、高等学校への支援について質問いたします。

まず1点目、排水路の環境整備について質問いたします。

（1）旭スポーツの森公園・総合体育館南側の排水路について、汚泥の回収はできないか質問いたします。旭スポーツの森公園・総合体育館南側を流れるこの排水路は、長年一度も排水路の汚泥の回収はされていなく、夏になると異臭がし、虫が湧き、また草が伸びて大変に不衛生で環境に悪く、台風や大雨のときなどは排水路の水があふれそうになり、大変心配との声が上がっています。ぜひとも排水路の汚泥の回収や草刈り、木の枝の伐採はできないか質問いたします。

2点目、高齢者支援について。

（1）高齢者紙おむつ給付対象者の人数と要件について質問いたします。

（2）紙おむつ給付方法について、現物給付と購入券、どちらでも選べるようにできないか質問いたします。現在、紙おむつ給付方法については現物給付となっていますが、購入券で頂けないかとの声が出ています。現物給付と購入券、どちらでも選べるようにできないか

質問いたします。

3 点目、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）について。

（１）熱中症予防のため、一時的に暑さをしのぐ場所として冷房の効いた施設「涼み処」として開放しているが、現在の利用状況について質問いたします。

（２）どのように周知されているのか、質問いたします。

4 点目、冷水機・給水スタンドの設置について。

（１）公共施設に冷水機・給水スタンドの設置はできないか質問いたします。

近年、夏の温度が高温になり、平常時の体温は37度C前後である体温が、猛暑の近年、水分を補給しない場合、1.1度Cも上昇し、汗をかいて脱水が進行し熱中症の危険性も増大し、体温が39度Cになると疲労感になり、40度Cになると動けなくなるという熱中症の症状が出ています。

そこで、熱中症予防に効果があるとされている適切な水分補給をすることが大事であると結果が出ています。実験で、真夏の高温で運動した場合、体温が1.10度Cも上昇し、水分補給、5度Cの冷水を飲水した場合は0.68度C、15度Cの場合、0.77度Cなどで、水分補給の水の温度は5度Cから15度Cの水分の熱中症対策補給が適していると研究結果が出ております。旭市として、熱中症対策に、夏の季節、5度Cから15度Cの冷水機はぜひ必要と考えます。ぜひ小・中学校をはじめ公共施設等に冷水機の設置はできないか質問いたします。

5 点目、AED（自動体外式除細動器）について。

（１）AED（自動体外式除細動器）の講習会の実施状況についてお伺いいたします。

（２）ジュニア救命士制度について。ジュニア救命士講習会を5・6年生の授業でできないか質問いたします。

小学生が救うジュニア救命士講習が広がっています。目の前で倒れた人に対し、その場に居合わせた人が救急隊や医師に引き継ぐまでの間に行う応急処置はBLS（一次救命処置）と呼ばれる。すぐにBLSを行うかどうかが生存率に大きく影響するため、小学生にもBLSの講習を通じ命の大切さを学んでもらう活動が各地で広がっております。関係者は、小さな勇気が命を救うことを知ってほしいと話す。

水戸市は、2016年6月からジュニア救命士制度を始めた。年1回、消防本部の担当者が小学校を回り、6年生の授業で救命講習を行っている。また、柏市では2013年4月からジュニア救命士制度がスタートいたしました。

市では、命の大切さや救命法の重要性を幼少期から根づかせ、救命率の向上を図るため、

5・6年生を対象に実施されています。市では、ジュニア救命士制度について、ジュニア救命士講習会を5・6年生の授業でできないか質問いたします。

(3) AED(自動体外式除細動器)を屋外に設置できないか質問いたします。

(4) 集会所等にAED(自動体外式除細動器)の設置はできないか質問いたします。

(5) 胸骨圧迫をサポートする自動心臓マッサージ器の導入はできないか質問いたします。

6点目、高等学校への支援について。

(1) 年々生徒数が減少する中、農業高校の存続のための支援は考えているのか質問いたします。千葉県で唯一の農業高校ですが、年々生徒数も減少する中、旭市としても、近隣だけでなく遠方からも都市部や県外からも来ていただけるような働きかけはできないか、またその支援はできないか質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長(遠藤保明) 伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(齊藤孝一) 私からは、1の排水路の環境整備についてと、旭スポーツの森公園・総合体育館南側の排水路について回答いたします。

当該水路につきましては、あさひ市民センター北側から西に向かい、旭スポーツの森公園・総合体育館の南側を通り、線路を横断し、線路の南側沿いに、新川まで続く水路となっております。

旭スポーツの森公園・総合体育館南側の箇所については、幅2メートル、深さ1.5メートルの水路が設置されております。

ご質問のありました水路の汚泥のしゅんせつや草刈り等については、現地調査の上、状況等を確認し対応を検討していきたいと考えております。

以上になります。

○副議長(遠藤保明) 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(椎名 隆) 2の高齢者支援についての、まず(1)高齢者紙おむつ給付対象者の人数と要件についてお答えいたします。

高齢者への紙おむつの給付は、ねたきりなどの要介護高齢者を在宅で介護している家族の負担軽減を図るために実施をしております。令和5年度の給付対象者は211人となっております。給付の要件は、65歳以上の市民税非課税の方で、ねたきり状態で日常生活のほとんどに介護を要する方や、認知症のため常時失禁状態にある方となります。

続きまして、（２）の紙おむつ給付方法についてお答えいたします。

現在、紙おむつの給付方法については、年に３回、４月と８月と１２月に各４か月分をまとめて受給者宅に届ける現物給付で実施しております。現物給付している紙おむつは入札により購入しているため、購入費を抑えることができ、より多くの枚数を給付することが可能となります。

購入券での助成の場合、利用者が希望する紙おむつを自由に選択できるというメリットがありますが、現在行っている現物給付は、受給者宅まで紙おむつを配達するため、高齢者を介護している家族の負担をより軽減することができると考えております。

今後も、利用者の使いやすさに配慮しながら、紙おむつの選定を行い、一定の枚数の紙おむつを配達することにより、在宅介護の負担軽減を図っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 私からは、質問事項の３、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）についての（１）（２）について回答申し上げます。

初めに、（１）の熱中症予防のため、一時的に暑さをしのぐ場所として冷房の効いた施設、「涼み処」の利用状況はということでございました。

市では、クーリングシェルターとしての指定はしていませんが、市役所本庁舎や公民館など７か所の公共施設の共用スペースを「涼み処」としております。どなたでも自由に利用できるよう開放しておりますので、「涼み処」として利用しているかどうかというところでは、人数の把握はしていません。よろしくお願いいたします。

続きまして、（２）のどのように周知されているかでございますが、「涼み処」につきましては市のホームページで周知をしております。

今後も適切な時期に分かりやすい周知に努めてまいります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 私からは、４の（１）公共施設に冷水機を設置できないかとのご質問ですが、現在のところ、本庁舎を含めまして公共施設に新たな冷水機を設置する予定はございません。冷房の効いている建物内においては熱中症のリスクが低く、またそれぞれに自動販売機を設置してございますので、水分補給についてはそちらをご利用いただければと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 私からは、大きな5番のAEDについて、（1）から（3）、それと（5）について回答させていただきます。

初めに、（1）AEDの講習会実施状況につきまして回答いたします。

AEDの講習会につきましては、救命講習のプログラムの中で心肺蘇生法の手順の一つとして項目に含まれ、実施をしております。講習会の開催状況につきましては、令和3年度は4回で58名、令和4年度は53回で709名、令和5年度は73回で1,258名、令和6年度は8月までで38回、635名に対して救命講習を行っております。開催場所につきましては、受講者側で用意された場合には、会社の会議室やホール、また公民館や学校の体育館などで開催をしております。会場を設定していない、また場所について相談があった場合には、消防本部の会議室を会場として開催をしております。令和3年度の回数が少ないことにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、救命講習を中止または延期したことからでございます。

そのほか、市で実施しております津波避難訓練や産業まつりの際には、参加していただきました市民の方々に対して、AEDを使用した心肺蘇生法などのデモンストレーション、体験会などを行い、普及啓発に努めております。現在、救命講習会につきましては、感染防止対策の徹底を図り講習会を再開しておりますので、徐々に申込件数が増えてきている状況でございます。

そのほか、今年度より救命講習の定期開催を開始したところでございます。偶数月ごとに、一般救命講習を第1日曜日に、普通救命講習を第3日曜日に、消防本部を講習会場として開催をいたします。

今後とも救命講習の普及啓発に努めてまいります。

続きまして、（2）ジュニア救命士制度についてでございますが、現在、本市におきましてはジュニア救命士制度はございませんが、過去におきまして、子ども会育成連絡協議会の小学生と保護者68名を対象とした講習会や、市内小学校において、小学校5・6年生を対象とした講習会を実施したことはございます。そのようなことから、現在でも小学校5・6年生を対象としました救命講習を実施することは可能でございます。学校より依頼があった場合には対応していきたいと考えております。

消防本部といたしましても、幼少期より命の大切さ、救命について触れることが重要であ

と考えております。

続きまして、（３）ＡＥＤを屋外に設置できないかとのことですが、現在、旭市でＡＥＤを屋外に設置している施設はございません。近隣の銚子市、匝瑳市、香取市でも、把握している限り、屋外に設置している施設はないとのことでございます。

ＡＥＤを屋外に設置することで、早期にＡＥＤの使用が可能となる場合もあります。救命率の向上につながることも考えられますが、ＡＥＤが精密機械でありますことから、屋外専用の温度調整機能付きの収納ボックスを設置する必要があること、また屋内に比べ盗難等に遭う可能性も高く、防犯上の問題もございますので、管理上の問題から現時点でＡＥＤの屋外設置は難しいものと考えられます。

イベント開催時には、消防本部にてＡＥＤの貸出しを行っておりますので、これらのことから、現在ＡＥＤの屋外設置の予定はございません。

最後に、（５）自動心臓マッサージ器の導入についてでございますが、現在、当消防本部に自動心臓マッサージ器は導入されておりませんが、導入に向けて検討している案件でございます。

自動心臓マッサージ器とは、バッテリーまたは酸素ボンベなどを駆動力として、心肺停止となった傷病者に対して、救急隊員の手の代わりに絶え間ない胸骨圧迫、心臓マッサージですね、これを一定のリズムと強さで行える機器となります。狭隘な場所など心臓マッサージの中断をするしかなかった場面でも、絶え間ない心臓マッサージが実施、継続できます。

また、走行中の救急車内や長距離搬送でも安定した心臓マッサージが可能となることで、救命率の向上が期待されているところでございます。

旭市管内におきましては、傷病者の搬送先はほとんどが総合病院国保旭中央病院でございます。心臓マッサージを必要とする事案であっても、比較的短時間で病院へ収容できていましたことから、導入が進んでおりませんでした。しかしながら、先ほど申し上げました機器の有効性と、救急隊員が傷病者と接触する時間を短くすることができ、救急隊員の感染防止も図れますことから、今後も導入に向けた検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、私のほうから大きな５番の（４）になります。集会所等にＡＥＤの設置はできないかというご質問です。

市ではこれまでに、庁舎、小・中学校等公共施設に多くのＡＥＤを設置してまいりました。

AEDの認知度の広まりから、現在では多くの民間施設にも設置が進んでいるものと認識しております。

一般財団法人日本救急医療財団が発行するAEDの適正配置に関するガイドラインには、AEDを配置すべき施設などの事例を含めて示されておりますが、集会所についての明記はございませんでした。

集会所への設置でございますが、設置するとなれば、ふだんの管理等に関しては集会所を管理する区や自治会にお願いする形が想定されます。また、機器の配置については、AEDの使用のしやすさ、点検のしやすさなど運用管理面のほか、AEDを使用する人材育成を含めて検討していく必要があることから、今すぐの設置は難しいものがあると考えております。

現時点での集会所への設置計画はございませんが、各区・自治会からの要望や意向を確認しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、6の高等学校への支援についてお答えいたします。

旭農業高校は、千葉県内唯一の農業専門校として、明治43年の創立以来110年以上にわたって地域の農業を支える人材育成を担う伝統校であります。

旭農業高校に限らず、少子化に伴い生徒数が減少しており、近隣の公立高校も同様の傾向となっております。生徒数の減少を食い止めるため、近隣だけでなく都市部や県外からも来てもらえるように働きかけを行うことは有効な取り組みの一つであると考えます。

旭農業高校では、学校で飼育した豚の肉を使用したレトルトカレー、旭農ポークカレーを地元企業と共同開発したり、学校の水田で地域の小学生による田植え及び稲刈り体験を実施し、収穫したお米を毎年、復興支援住宅に無料配布したり、また海岸防災林の再生活動など、農業高校の特色を生かした様々な地域貢献活動に取り組まれております。

こうした旭農業高校の魅力を都市部や県外に伝えるに当たり、旭農業高校や県教育委員会が行う取り組みを注視するとともに、広報や市ホームページの活用など、協力できることがあれば、市と教育委員会とが連携しながら協力していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） それでは、再質問させていただきます。

1点目の排水路の環境整備については、ぜひともやっていただければと思いますので、また調査していただいて、早急にまた排水路の汚泥の回収や草刈り、木の枝の伐採など、ぜひともお願いできればと思いますので、お願いして次に入ります。

2点目、高齢者支援についての（１）の紙おむつ給付対象者の人数と要件について分かりました。

今後、例えばねたきり状態で日常生活のほとんどに介護を要する者や、また認知症のため常時失禁状態にある者だけでなく、介護認定、例えば２からとか、支給することは、緩和することはできないか質問いたします。

○副議長（遠藤保明） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 現在のところ支給対象の拡大の予定はございませんが、今後、高齢者人口や世帯構成の動向などを見据えつつ、介護に携わる方の意見や近隣市町の状況、また財政面など総合的に勘案していきたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひよろしくお願いいたします。希望する方には、例えば紙おむつの支給を、これからますます高齢化が進むと利用頻度も多くなりますので、ぜひとも支給対象を拡大できればと思いますので、要望して次に入ります。

（２）の紙おむつ給付方法についてですけれども、今現在、現物給付であります。購入券だと例えば自分でいろいろ選べると思うんですね。ですので、必要なものを必要なだけ選ぶことができるので、そちらのほうの検討はいかがでしょうか。再度質問いたします。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 伊藤議員おっしゃいますように、購入券の助成は、確かに利用者が自由に選択できるというようなメリットがあるかもしれませんが、ですけれども、在宅で介護している家族の身体的・経済的負担をより軽減するという本事業の目的を考慮しますと、引き続き、利用者の使いやすさに配慮しながら、また紙おむつの選定を行い、これまでどおり一定の枚数の紙おむつを配達する現物給付で在宅介護の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひよろしくお願いいたします。

次に、3点目のクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）についての再質問は、（１）と（２）一緒に併せて質問させていただきたいと思います。

先ほど、市ではクーリングシェルターではないが7か所「涼み処」として提供しているということで、人数の把握はしていないということでありました。ホームページに確かに載っているんですけども、このホームページにたどり着くまでにすごく大変で、新着更新情報というところのページ3というところをクリックするんですけども、ここへたどり着くまでに大変なわけなんです。

ですので、見ると、7月10日更新のところに、熱中症に注意しましょうとあるんですけども、今ちょっと読ませていただくと、「熱中症とは、高温多湿な環境に長時間いることで徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節がうまくできなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく、室内でも発生する可能性があります。」「熱中症警戒アラートとは、暑さへの「気づき」を呼びかけるため、熱中症の危険性が高いと予測される際に環境省・気象庁から発表される情報です。旭市ではアラートが発令された場合、防災行政無線でお知らせします」「涼み処をご利用ください」とあります。「熱中症予防のため、一時的に暑さをしのぐ場所として冷房の効いた施設を「涼み処」として開放しています。夏の暑さから身を守るため、お気軽にご利用ください。」とあるんですけども、7か所、市役所本庁舎や飯岡福祉センター、海上公民館、いいおかユートピアセンター、ひかた市民センター、旭市総合体育館、おひさまテラスの7か所なんですけれども、まずホームページを開いてそこへ本当にたどり着くのが難しいということで、ですので、毎日のように防災行政無線で熱中症警戒アラートが発表されておりますということであるんですけども、実際、市民の皆さんが「涼み処」は一体どこなのか、正直なところ、問合せもかなりありまして、分からないということなので、ぜひホームページをもう少し分かりやすくできたらいいのかなというふうに思います。

また、施設の入り口とかに、例えば「涼み処」ののぼりを立てるとか、ここが「涼み処」なんですよとかと分かるようなやり方を、ご自由にといても分からないといけないので、その辺もいかがでしょうか、質問いたします。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 今、議員のお話ありましたように、熱中症警戒アラートが出

た場合には、防災行政無線のほうで放送させていただいております。内容としましては、日中の外出や激しい運動を控え、小まめな水分補給、扇風機やエアコンなどを適切にするようにということで、まず命を守るための行動について第一に流させていただいているところでございます。

「涼み処」については、分かりづらいというところ、承知しておりますので、市のホームページでだけではなく、今後、適切な時期に広報等も利用しながら周知をしてまいりたいと考えております。また、施設の入り口等の表示については、施設の関係者と協議し検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひともお願いいたします。

それでは、3回目の質問をさせていただきます。

一時的に冷房施設を有する地域の公民館や図書館、スーパーなどを指定暑熱避難施設、クーリングシェルターに指定する働きが全国で進んでいます。外が暑くても仕事や買物、通院など、どうしても外出しなくてはならないとき、暑さをしのぐ休憩所となっています。

環境省は、4月から運用が始まった熱中症特別警戒アラートの発表時に、避難の場所としてシェルターを開放するように求めています。8月14日時点で、全国1,741市区町村のうち4割に当たる757市区町村が1万1,000超の施設をシェルターに指定、9月末までに指定を終える予定の自治体もあり、指定施設は今後も増える見込みである。

そこで、旭市ではクーリングシェルターの指定はできないか。今「涼み処」として開放しておりますが、クーリングシェルターの指定はできないか質問いたします。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） クリーンシェルターについての指定につきましては、ただいま公共施設のほうで「涼み処」として開放しているところですので、その辺から検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） それでは次の質問、4回目の質問をさせていただきます。

もっと分かりやすく、先ほども言いましたけれども、ホームページに載せていただくこと

はできないか。また、チラシを作成し、どこの施設を「涼み処」として開放しているのとか、分かるように、例えば配布したりとか、広報に載せたりとか、また施設の入り口に旗を立てるとか、その辺もできればと思います。それと、民間との協定についての考えはどうか質問いたします。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 繰り返しになりますけれども、民間との協定ということで、ただいま公共施設のほうを中心に「涼み処」として開放しているところですので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） どうぞよろしくお願いいたします。

次に、4点目の冷水機・給水スタンドの設置についての再質問をさせていただきます。

福島県南相馬市は、市役所1階に給水スタンドを設置しております。市民にマイボトル利用を促し、プラスチックごみ、プラごみの削減につなげたいと考えております。給水スタンドは水道直結型で、冷水と常温水の2種類が利用可能、水筒などのマイボトルを持参すれば誰でも無料で給水できる。市生活環境課は、浄水機能により安全でおいしい水が飲める、熱中症対策にも積極的に活用してほしいと呼びかけている。市は今後、各フロアや公共施設に順次給水スタンドを設置していく方針。ぜひ旭市でも公共施設に冷水機や給水スタンド、冷水と常温水の2種類が利用可能の設置はできないか質問いたします。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） プラスチックごみ削減のために冷水機や給水スタンドを設置できないかとのご質問でございました。

現在、新たな冷水機や給水スタンドを設置する予定はございませんので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

なお、自動販売機を設置している業者がごみ箱を設置し、使用済みのペットボトルや空き缶を回収してリサイクルを行うなど、環境への配慮をした取り組みは実施しております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

佐倉市上下水道部では、市民の皆様に佐倉市のおいしい水道水を味わっていただくため、またSDGsの推進や熱中症対策を目的として、佐倉ふるさと広場の佐蘭花テラスに冷水対応の給水スポットを設置いたしました。ご利用は無料となりますので、マイボトルをご持参の上、ぜひ佐倉市のおいしい水道水を味わってくださいとあります。

旭市でも公共施設に冷水対応の給水スポットの設置はできないか質問いたします。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 佐倉市で水道水を味わっていると、そういったような今お話がありました。

何度も同じ回答になって大変恐縮ですが、現在のところ、当市においては新たには設置の予定はございませんので、よろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） それでは、4回目の質問をさせていただきます。

神奈川県大和市は、ペットボトル削減に向けた取り組みの一環として、複合運動施設、大和スポーツセンターにマイボトルを促すカウント式の給水機を設置しています。給水機は、2階のトレーニング室前に設置されており、誰でも無料で利用できる、持参した水筒などを給水口に置くと自動で水が350ミリリットル出て、利用された回数がカウントされる仕組み。市の担当者は、環境配慮への意識啓発を図るためにも多くの人に利用してもらいたいと話した。熱中症対策に、また環境の面からも、ぜひカウント式給水機や冷水機、冷水対応の給水スタンド等、幅広く小・中学校や公共施設等へ設置はできないか質問いたします。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 神奈川県大和市では、複合運動施設にカウント式給水機を設置しているという今お話がありました。

本市では、総合体育館とパークゴルフ場に、カウント式ではございませんが冷水機を設置しております。本庁舎におきましては、滞在時間も短く、冷房も効いていることから、熱中症のリスクは低いと思われるため、先ほどと回答は同じになりますが、現在のところ、冷水機・給水スタンド等の設置の予定はございません。ご理解をよろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） それでは、提案なんですけれども、「涼み処」ということで、今、皆

さん、どうぞ「涼み処」に来て休んでくださいというんですけれども、結構、今、給水スポット、給水スタンドとか置いてあるところが多いので、お水1杯が本当に親切にあれなんじゃないかなと思うので、いろんな意味で給水、例えば「涼み処」、クーリングシェルターとこれからなるにしても、今これから最低限、お水、販売機に行かなければ買えないとかそういうことではなくて、ぜひともいろんな意味でお水を、ペットボトルの入れ物を持ってきたら飲める、そんなようなことで、旭市はそういう意味でも、もっとこれから考えていただければ、熱中症対策、お水1杯で本当に違ってくると思うんですね。

ですので、7か所の「涼み処」のお水を、欲を言えば冷水機ですよ、冷たいお水も出る、そういうような冷水機、また給水スポット、ぜひともこれはもう本当に検討していただければというふうに思いますので、これは要望です。

では、次に移ります。

5点目、AED（自動体外式除細動器）についての（1）は分かりました。これから定期的にいろいろ開催されていくということですので、ぜひとも市民の皆さんにお知らせできればと思います。

私もこの間、初めて消防署へ行って、救命講習をやらせていただき、何しろ初めてだったので、全然うまくいかなかったんです。でも、修了証を頂いて、実際触らないとやっぱり不安いっぱいであれなので、ぜひともそういうチャンスを、そうすると、またこれからAEDが身近に感じてくると思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、（2）のジュニア救命士制度について、ジュニア救命士講習会、5・6年生の授業でできないかということで、今はやっていないということなんですけれども、今後予定とかそういうのがもしあるようでしたら、教育総務課長、よろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ジュニア救命士についてですが、授業や学校の教育活動につきましては、学習指導要領等に基づいた年間指導計画に沿って実施をしております。

小学校の学習指導要領にAEDの取扱いについては定めていないんですが、5年生のけがの手当てという單元の中で、小学校の保健で学習するように決められている以外の内容なんですが、興味のある人は取り組みましようとした発展という形で掲載をされております。年間授業時数が定められていることから、全ての学校でAEDの授業を取り扱うことは難しいと考えますが、消防本部から5・6年生の救命講習が可能ということ市内小学校に紹介し

ながら、学校の要望等に応じて対応してまいりたいと考えております。

○副議長（遠藤保明） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） 消防署のほうでは可能だと言っているのですが、できないのではなくて、いつでもできる、スタンバイができていうことなので、ぜひともまた学校のほうと、協議していただいて、小さいうちから手に触れていかないと、なかなかAEDも使えないと思いますので、ぜひともその辺はよろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校のほうへ対応をお願いしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひよろしくお願いいたします。

あと、（3）のAED（自動体外式除細動器）を屋外にということですがけれども、やはり屋外じゃないとなかなか使えないものもあると思うんですね。中にあったから使えないということがあると思うので、やっぱりこれからは、中もあれですがけれども、外にも1か所ぐらいずつは公共の場でも、例えば学校でもいろいろな公民館でも、いろんなところで、1か所だけではなく何か所かAEDを設置していかなければいけないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 屋外設置についてですが、実際に屋外設置している自治体等がございますので、その辺等いろいろ研究しながら今後検討していきたいと考えております。

以上となります。

○副議長（遠藤保明） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひ検討していただければと思います。

次に、（4）の集会所等にAED（自動体外式除細動器）の設置なんですけれども、使う人がいないという、いろいろ人材育成が必要だということであれば、これから区でも、区の皆さんを集めてのAEDの講習会とか、またそういう部分はこれからやっていくことは可能でしょうか。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それではお答えいたします。

そのような各区や自治会等からの要望等がございましたら検討していきたいなと、そのように思っています。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひとも人材育成をして、またAED（自動体外式除細動器）の設置も、ぜひとも市のほうでも希望しているという区があれば、率先して設置のほうもぜひ考えていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） AEDの集会所への設置に関しましては、先ほどもお答えさせていただきましたが、管理面だったり運用面だったりの課題があるということでもございますので、先ほどと重複しますが、各区・自治会からの要望、また意向等を確認しながら、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひ検討していただければと思います。

（5）の胸骨圧迫をサポートする自動心臓マッサージ器の導入は、今導入に向けてやっているということで、早急に今向けているということでもありますので、本当にありがとうございます。

最後の6点目の高等学校への支援については、これからもしっかりまた市としても働きかけていただければと思いますので、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（遠藤保明） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は自席へお戻りください。

◇ 永 井 孝 佳

○副議長（遠藤保明） 続いて、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） 旭市6万2,169名の市民の皆様、こんにちは、永井です。本日は、皆様

の支援と職責の重さをかみしめながら、不撓不屈の精神で一般質問に臨みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は4項目質問させていただきます。

1番目は、海水浴場の開設についてです。本年度も飯岡の海水浴場は開設されませんでした。だいたいの事情は把握しておりますが、開設できなかった理由をご解説お願いいたします。

では、2番目です。中学校の部活動の今後についてです。

こちら、林議員と宮澤議員のほうから地域移行についての説明、いろいろ聞かせていただいております。最終的には地域移行に進んでいくんだと思うんですけども、移行期間がまだあります。今後も学校で部活をやっていくという状態があると思いますので、その辺についてちょっと質問をさせていただきたいと思います。

生徒数が減少したことによって部活の種類も減ってきております。目当ての部活が学区の中学校にないときは、区域外就学という選択をする方もいるというのを聞いたことがありますけれども、その区域外就学される方の件数をお伺いします。

3番目は、窓口対応についてです。こちらが、各種申請手続きで病気やけがなどで委任状を書くことが難しい場合に、代理人が委任状を代筆することができない理由をお伺いいたします。

ちょっとややこしいので例え話をするんですけども、体の不自由なおばあ様がいて、その娘様が何か申請をするときに委任状が必要になるんですけども、体が不自由だから委任状が書けません。そういうときに代筆が必要とされるんですね。代理人が代筆してはいけないので、第三者を連れてきて、その方に、この方に権利を移譲しますというのを聞いて代筆してもらうんですけども、わざわざ第三者を連れてきて代筆してもらわなければならないということで、それが非常に労力があって大変だったという市民の方からのご意見をいただきました。ということで、このような不便を強いてまで代理人が委任状を書けない理由をお伺いいたします。

4番目は、漁業関係者との連携についてです。海匠漁協のすぐ隣の港の中に船が1隻沈んでいるんです。この状態がもう1年前ぐらいから続いているので、その辺のいきさつをお聞かせください。

以上、4点の質問になります。よろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、質問項目の１、海水浴場の開設についてお答え申し上げます。

開設できない理由はという質問でございました。飯岡海水浴場のエリアにつきましては、千葉県が砂浜の浸食を防ぐ目的などで設置した消波ブロックの影響によりまして、砂が顕著に堆積をしております。コロナ禍以前と比較しても海水浴をできるエリアが減少しているという状況でございます。このため、干潮時、引き潮のときには消波ブロックまで砂浜が続いてしまい、消波ブロックより沖まで出なければ泳げないというような状況となっております。

海水浴を行うためには消波ブロックの海側に遊泳エリアを設ける必要がありますが、以前、ライフセーバーの方から、消波ブロックが死角となり監視業務に支障を来すという意見もいただいているほか、地形的な問題で危ないという意見もいただいております。

このような状況から、現在、飯岡海水浴場は開設していないところでございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、２番の中学校の部活動の今後についてお答えいたします。

（１）希望する部活動が地元の中学校になかった場合の区域外就学の件数ということですが、部活動のみを理由とする区域外就学については原則として認めておりませんが、部活動以外の区域外就学の要件を含めて協議して、許可をしている場合がございます。その件数を過去３年間申し上げますと、令和４年度に１件、令和５年度に１件、令和６年度も１件となっております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 代理人は委任状を代筆することができない理由という点について市民生活課から回答します。

先ほど、永井議員のお話の中での想定、例え話なんですけれども、同じ住所の同じ世帯員であれば、娘さんは委任状なしでその方の住民票の写しなど取得できますので、親御さんが施設などに長期に入所しているというような想定で、住所も世帯も分かれているという想定でよろしいでしょうか。

そうしました場合は、委任状は代理人による申請等が委任者本人の意思に基づくものであ

ることを証するものであり、本来委任者が作成すべきものです。代理人が代筆を行う場合、委任者の意思を十分に確認できないことから、本市では、委任者、代理人とは別の方による代筆をお願いしております。ですから、代筆の方を連れてこなくても、どなたか第三者の方に頼んで代筆していただいて、その委任状を持ってきていただければ結構です。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、大きな項目の4（1）の飯岡漁港内での船が沈んだままになっている経緯についてご答弁申し上げます。

飯岡漁港内の沈船につきましては、三重県の業者が所有する船舶を引くための船が、令和5年7月11日にしけによる避難のため飯岡漁港に寄港し、その後、同年7月19日に沈んでしまったものであります。

漁港管理者である千葉県では、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の2の規定による撤去指導を再三にわたり行っているところですが、いまだ解決に至っていない状況であります。

今後の予定といたしましては、引き続き千葉県から所有者に対しまして現地からの引揚げ、処分を求めていくと聞いております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 一般質問は途中ですが、3時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時 5分

○副議長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ご回答ありがとうございます。

休憩中に喉をちょっとやっちゃって、すみません。お聞き苦しい点がありましたら申し訳ないです。

安全のために開設ができないというご回答でした。仕方がないと思う反面、どうにかなら

ないかなという思いもございます。

今年の夏は、海沿いをのぞいてみるとたくさんの海水浴客がいました。ちょっとしたワイキキビーチぐらいのにぎわいがあったかなと思うんですけれども、そこで再質問になりますが、今年の海の人出やライフセーバーの有無、事故の有無など、把握している情報がありましたら教えてください。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答え申し上げます。

例年、入り込み客数につきましては、海水浴場開設時にはライフセーバーを配置しておりますので、把握のほうをしておりました。しかし、飯岡につきましては海水浴場は開設しておりませんので、今年につきましては看板を設置して注意喚起などを実施しましたので、ライフセーバーのほうは配置はしませんでした。このため、今年の飯岡海岸の入り込み客数については把握はしていないところでございます。

ただ、コロナ明けの令和4年、5年につきましては、注意喚起や事故防止のために、海水浴場は開設しなかったのですが、ライフセーバーのほうを配置しましたので把握しております。令和4年、5年の数値のほうをお答えさせていただきたいと思います。令和4年は1,591人、令和5年は3,151人でした。また、参考までに、令和4年の矢指ヶ浦海水浴場につきましては8,001人、令和5年については5,975人、ちなみに今年、令和6年の矢指ヶ浦海水浴場の入り込み客が8,606人でした。

また、ライフセーバーにつきましては、海水浴場を開設していた矢指につきましては6名配置をしております。ただ、飯岡のほうは今年は配置しなかったんですが、令和4年、5年については、パトロールという名目で3名体制で配置をしていたという事実がございます。

なお、今年度夏期期間中におけます飯岡海岸での水難事故はございませんでした。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ライフセーバーが今年はいなかったということですが、安全に終わってよかったと思います。

近隣の方は現状を知っているので海に遊びに行く方もいるんですけれども、しかし遠くから泊まりで来るお客様なんかは、やはり観光雑誌やウェブに海水浴場開設なしと書いてあったら、宿泊するホテルとかはやっぱ対象から外れてしまうと思うんですね。そういう面で

は観光業には大きな打撃だと思います。

しかも、今年はY・O・U・遊フェスティバルが10月にずれたり、ビーチバレーがなくなったり、あとは宝探しがなくなったりで、夏期観光の目玉というか、何か雑誌に載るようなものがあまりなかったんですね。そういうことで飯岡の夏期観光は寂しくなってしまったんですけども、自分が幼くてかわいかった頃は、海の家なんかがたくさんあって、ナウなヤングが夏を謳歌していたんですけども、今はすごく寂しい状態になっていると思います。そんな思い出深い飯岡海岸を再び活気がある姿に戻したいなと思っております。

そこで再々質問になりますが、海水浴場を開設できるようにするために、市や県でできることは何かないでしょうか。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 従前、飯岡海水浴場を開設していた、いいおか潮騒ホテルの下では、沖にある消波ブロックにより陸側に遊泳エリアを確保することが困難なため、もし海水浴場を復活させる、今現状のまま開設するには消波ブロックの海側にエリアを設けなければならないという形になってしまいます。

しかし、消波ブロックの海側では、先ほどもちょっとお答え申し上げたのですが、消波ブロックが死角となりまして監視業務に支障を来すということ、また海底や海流などの状況が把握できないというところで、遊泳者の安全確保が困難であるということから、海水浴場を開設することが難しい状況であるというところでございます。

消波ブロックは、砂浜の浸食対策を目的として千葉県が設置したものでございます。また、砂浜は、水産資源の生息空間やレクリエーションの活動の場であるとともに、波浪を軽減し、陸への波の浸入を防ぐという防災機能も有していることから、消波ブロックの撤去には県との協議が必要であるとともに、東日本大震災により津波被害を受けた地元住民などとの合意形成も必要と考えられることから、飯岡海岸の消波ブロックの現状をまず変更するということは、現状ではちょっと難しいのかなというふうに考えております。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 昔は、堤防まで波が来てしまって砂浜が全くない状態もあったそうなので、消波ブロックを外してビーチを復活させるというのはちょっと難しいのかなと。あとは、自然が相手ですので現状を変更するのは難しいですし、不確定要素も多いので、いつまで待てば復活するとか、そういうのも言えないと思うんです。

そこで4回目の質問になるんですけれども、砂浜というか海水浴場を東西どちらかに移して開設することはできないでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 潮騒ホテルから移動して開設できないかという質問でございます。

西側というふうにちょっと限定させていただきたいと思うんですが、潮騒ホテルから移動して西側で、もし海水浴場を開設した場合、現在の潮騒ホテル下の駐車場であるとかシャワー室などの便益施設から遠くなるというところで、ちょっと利便性に欠けるところが出てしまうかなというふうに、そこが懸念されるところです。また、西側に移動した場合、近くで水路が海岸に流れ込んでいるところがございます。環境面での検証も、そうなった場合は必要なかなというふうに思っております。

ただ、その一方で、議員が先ほど来おっしゃられておりますように、海水浴場、海は旭市の夏期観光の大切な資源であります。飯岡地区においても、昔からの大切な資源でありますので、近隣などほかの地域の海の生かし方、その辺のところをちょっと勉強しながら、これらの課題の解決に向けてちょっと検討してみたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 海水浴場は小さくなくてもいいと思います。観光雑誌とかウェブに開設ありと書かれれば、あとは今と同じく自己責任で海を楽しんでいけるのかなと思っております。

これから海業の協議も始まり、飯岡エリア全体をビジョンを持って進めていく必要があると思います。飯岡の海岸エリアにはおしゃれな店やサーファーの別荘が建ち並ぶ活気あふれるエリアになるように、今後もいろいろ検討していただきたいなと思います。

あと、すみません、言い忘れましたが、堤防沿いにヤシの木を植えられないかと市民からご意見がありましたので、そちらもちょっとお伝えしたいと思います。

では、次にいきます。

（発言する人あり）

○7番（永井孝佳） もう4回やっちゃった、すみません。

戸村議員も推しているヤシの木、ぜひお願いします。

では、区域外就学は年間1件ぐらいとかということで、部活だけでは認められないということで、いろんな要件を併せて運用しているのが現状だということですが、区域外就学になりますと、今の友達と離れ離れになってしまったり、できるなら学区内の中学校に行けるのが一番いいのかなと思っております。

そこで再質問になりますが、目当ての部活をやりたい生徒が多数いた場合、新しく創部することは可能なのでしょうか。また、その方針というかを決めるのは教育委員会なのか、校長先生なのか、あとはその基準など考え方があったら教えてください。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 部活動の創設の件でございますが、部活動を運営するには最低2人の顧問が必要となります。そのため、部活動を新設するには顧問を配置できるか検討する必要があります。

顧問については、教職員の人事異動があることから、創設時に専門性を持った教員が顧問となっても、その顧問の永続的な配置は難しいと言えます。また、一つの部活動が増えるということは、現在ある部活動の部員数の減少に関係することから、活動場所なども含め他の部活動とのバランスを考えることも必要となります。

部活動新設につきましては、以上のような様々な要件を総合的に協議しまして、最終的には校長が判断することとなります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 生徒数の減少もありますし、教師の働き方改革の観点からも新しく部活を増やすのは難しいというご回答でした。

再々質問になりますけれども、部活だけ隣の中学に参加することはできないでしょうか。例えば授業は旭一中で、部活だけ旭二中みたいな、旭一中と旭二中間なら自転車で10分とかなので、立ちこぎで10分ですよね。ですから、準備運動程度の距離で通える範囲だと思いますので、その辺のちょっとご見解をお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 現時点では、部活動だけほかの学校へ行くということではできません。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） シンプルなご答弁ありがとうございます。けがなど何かあったときの責任問題など、やっぱり学校を超えての部活動というのはちょっと難しいのかもしれないですけども、しかし何とかしてやりたい種目をやらせてあげたいという気持ちもあります。

そこで4回目の質問になりますけれども、今日、林議員、宮澤議員も質問されていました部活の地域移行というのがございます。学校単位から地域単位にだんだん移っていくということなんですけれども、現在は中学校の大会に地域のチーム、クラブチームみたいな団体が参加しているケースというのはあるんでしょうか。ありましたら、その数と、あとは地域移行の今後の取り組みをお伺いしようかなと思ったんですけれども、それは林議員と宮澤議員の質問でお伺いしたので大丈夫です。

では、地域チームが中学校の試合に出られるかどうかお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 東総支部中学校総合体育大会におきまして、令和5年度と令和6年度ともに、女子バレーボールと体操競技、こちらはクラブチームとして参加をさせていただいております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） そうやってだんだん地域移行に移って行って、好きなスポーツ、やりたいことをできるようになっていくといいのかなと思っておりますので、地域移行のサポートを今後もよろしくお願いいたします。

ちょっと余談になるんですけれども、私の息子が小学校の頃、バレーボールと柔道をやっていたんですけれども、中学校になってからサッカー部に入りました。生き生きと楽しくやっていますので、紆余曲折も悪くないように思います。本当に余談でした。

では、次にいきます。窓口対応についてです。先ほどちょっと私が言ったケースが、同居人という感じに取られてしまったと思うんですけれども、正しくは、別居けれども、体が不自由になってしまって、住所が別々のパターンということでちょっと聞きたいなと思っております。

代理人が代筆を行う場合は、委任者の意思を十分に確認できないとのご回答だったんです

けれども、第三者が誰でもいいんだったら、その第三者の代筆で委任者の意思が確認できる
かちょっと疑問なんですよ。

そこで再質問になるんですけども、この代筆者の身分証明はするのでしょうか。また、
委任状はどのぐらいの期間保管するかをお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 窓口に来ている代理の方の本人確認をしておりますが、代筆者
の本人確認はしておりません。

それから、委任状の保管期間なんですけれども、委任状は申請書に添付して保存していま
す。そして、その申請書の保存年数なんですけれども、保存期間は、施行規則または文書管
理規程の定めに基づいております。住民票の写しの申請書類については1年、戸籍に関す
る証明については3年、印鑑登録に関するものについては5年保存しております。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ありがとうございます。第三者の身分を確認しないんだったら、やはり
あまり意味がないのかなと思ってしまうんですけども、私だったら、顔も分からない、身
分確認もしない第三者の代筆者よりも、顔写真つきの身分証明書を提出している目の前の代
理人のほうが信頼できます。

再々質問になりますけれども、本人と関係が近い代理人の場合は、代理人が委任状を代筆
することはできないのでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 委任者の意思によらず取得された証明書等が使用されること
により、委任者に不利益をもたらす可能性が考えられます。代理人とは別の方が代筆者として
間に入っていただくことによって、不利益の生ずる可能性を少しでも下げることができると
考えられますので、ご理解いただけるようよろしくお願いします。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 不利益があるかもしれないというか、不利益の確率を下げるためにとい
うことなんですけれども、悪意がある場合は、委任状を誰が書いても防ぐことはできないと
思います。まず、第三者が本当にいるのか、本当にその人が書いたのか、委任者の近くに行
って意見をちゃんと聞いたのか、何一つ証明できません。確認ができていないと思います。

これをもって、第三者の代筆が不利益の生ずる可能性を下げるとは一概には言えないのではないかなと思います。

埼玉県狭山市というところが代理人による代筆を認めているので、電話で問い合わせてみました。そうすると担当課からは、長年やっていますが不利益が生じたことはありませんという回答をいただきました。

この回答が全てではないんですけれども、ほとんどの自治体は旭市と同じように代理人による代筆は認めていません。しかし、市民の利便性を考えれば、旭市より狭山市の対応のほうが現実に即しているのかなと感じてしまいます。代筆が必要な人というのは体が不自由な方ですので、その代理で来る方というのは、その介護をしている人とか、すごく忙しかったりいろいろ大変な方なんですね。その方が行ったり来たりというのが、とても大変だったというご意見をいただいたので、今回こういう質問をさせていただきました。

委任状は市民生活課だけではなくほかの担当課もあると思いますので、そちらのほうで一度ご検討いただき、もし可能であれば継続審議をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では次、4番目に移ります。

船が沈んでいて、これがもう1年以上沈んでいるんですけれども、市民からもこの船を何とかしろというご意見をいただいていたんですけれども、どうも漁業関係の問題になると、市とか県、漁協、あとは当事者間で話がぶつぶつになっていて、なかなか解決に進まないことが多いように感じております。

みなと公園には陸にも船が捨ててありますし、どう見ても使えないような網が山のようになっていて、そこにごみがたまっていくんですね。それは前の一般質問でも取り上げたんですけれども、そのほかにも漁業関係者から問題がいろいろ聞こえてきます。

ちょっと再質問になるんですけれども、港の入り口にテトラポッド、消波ブロックが沈んでいたりして、砂がたまってしまって、大きな船の出入りが難しくなっていると聞いておりますけれども、何か対策はあるのかお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 漁港入り口の航路上のテトラポッド、消波ブロックにつきまして、県に確認したところ、最近の調査で航路内に1個、航路外に6個の計7個が沈んでいることが確認されたと聞いております。

航路上の砂の堆積につきましては、漁港入り口から漁港区域外に至る航路付近に砂の堆積を確認し、地元の漁業関係者からしゅんせつの要望を受けているようでございます。

県では今年度、7個の消波ブロックの撤去と漁港区域内の航路しゅんせつを行う予定と聞いております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 現状を把握されているということで、なかなか難しい問題だとは思いますが、昨日の宮内議員の質問の中にもありましたけれども、漁獲量が年々減っている。最近ハマグリでちょっと増えたんですけれども、といっても、ハマグリぐらいしか今揚がっていないんですよ。

水揚げが減った理由としては、地震の後に海底の形が変わったり海流の流れが変わったり、あとは温暖化の影響で魚が北上してしまったり、それが主な理由だと思うんですけれども、先ほどの理由で、大きなまき網漁船が飯岡漁港に入れないという問題も聞いております。

海匠漁協所属の船が銚子市に水揚げしている状態なんですね。だから、これはやっぱりぜひ何とか検討してもらって、再び飯岡漁港に水揚げしてもらえるような環境を整えていただきたいと感じております。

そのほかにも洋上風力の是非とか、海業に求めるものとか、水産業の未来など意見交換をしなくてはならないことがたくさんあると思います。この間、海業の会議の後に農水産課と漁業関係者で活発に意見交換がされていました。ふだんから市とか県、漁協で意見交換をする場はあるのかをちょっと質問させていただきたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 漁港を管理する銚子漁港事務所とは、漁港改修事業やいいおかみなど公園の管理などについて、海匠漁業協同組合とは漁業振興基金や放流事業などで、それぞれ定期的に連携を図り、意見交換や情報共有を図っているところであります。

今年度からは海業の推進も始まることから、さらなる連携を深め、意見交換や情報共有を強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 既にいろいろコミュニケーションを取って、水産業のために動いていた

だいているのはもちろん承知しているんですけども、水産業は農業に比べて行政とのパイプがちょっと細いように感じています。もっと県をうまく使うために市が入っていかなくてはいけないのかなと。

そこで4回目の質問になりますが、水産業や関連事業を活性化させるために市ができることは何かございますか。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 市では、漁業振興のため、千葉県漁業共済組合が行う漁業共済事業について、漁業者が支払う掛金の一部を助成し、漁業経営の安定を支援しております。

また、今年度から漁業近代化資金の利子補給について、借受者実質負担額を1.0%から0.5%に引き下げ、長期かつ低利な資金利用を促進することで、漁業者等のより先進的な機械設備の導入を支援しております。

さらに、今回新たに協議会を設置する海業の推進に取り組むことで、インバウンドを含めた地域への新たな集客を呼び込み、水産業の活性化を核とした多様な人材の活躍による地域の持続的な所得向上と雇用創出を目指したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 海業とかをやるにしても、ベースの漁業が活性化しないと盛り上がらないと思います。釣り船とかハマグリは結構もうかっていると思いますので、続いてほかの船団にも飯岡漁港を起点にもうけられるようになるように、今後も引き続き意見交換をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 春 美

○副議長（遠藤保明） 続いて、伊藤春美議員、登壇願います。

（2番 伊藤春美 登壇）

○2番（伊藤春美） 令和6年9月、第3回定例会一般質問、議席番号2番、公明党、伊藤春美でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、大きく3項目に

ついて質問させていただきます。

1 項目め、子宮頸がん予防ワクチンの周知と推進について。

平成25年に、厚生労働省はHPVワクチンの接種を積極的に勧奨しないと、10年以上の時が経過しました。その間、HPV感染を防ぐ効果のあるワクチンの接種機会を逃してしまった女性は実に300万人にも上ります。

日本の25歳から40歳の女性のがんによる死亡の第2位は子宮頸がんです。二十歳からの子宮頸がんの検診と併せてこのHPVワクチン接種をすることで、子宮頸がんはほぼ防げます。しかし、若い世代は、まだ健康面に心配を持ちにくいことから検診への関心は薄い現状です。

さて、HPVワクチンは、専門家により、安全性について特段の懸念が認められないこと、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められ、令和4年度より個別に接種を勧奨する取り組みを再開しました。積極的な勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃した方を対象とするキャッチアップ接種、自費で接種を受けた方への費用助成制度は来年3月末で終了となります。初回接種は今月中に済まさなければ、期限を過ぎた分はかなり高額な自費になってしまいます。また、未接種となりかねません。

そこで、（1）キャッチアップ世代の公費対象の接種期間は2025年3月までのため、可及的速やかに接種を進めていく必要がありますが、本市の接種状況を伺いたいと思います。

（2）キャッチアップ接種の対象者がHPVワクチンを接種するときに保護者の同意は必要か伺います。

大きな2項目め、リチウムイオン蓄電池の適切な処分方法について。

現在では様々な製品にリチウムイオン蓄電池が使用されており、小型内蔵のものも多いため、一体となり分解しにくいものは不燃ごみとして排出されてしまうことが、処理経過で火災を発生させてしまう原因となっています。利便性が高く、様々な製品に搭載される一方、適切な処理方法の周知が追いついていない現状です。そのため、火災事故等が全国各地で相次ぎ、大きな損害になっています。令和4年度の発生件数は4,260件、発煙・発火を含むと1万6,517件、適切な分別区分として排出されず、ごみ収集車やごみ処理施設の破壊機等で衝撃が加わった際に発火し、大規模な火災事故につながっています。

大きな火災事故発生事例として、令和2年、埼玉県上尾市では、処理施設が9か月半の稼働中止、復旧工事費用は4億7,700万円、加えてこの間の委託処理費は約5,000万円。草加市では、リサイクルセンターに2億4,000万円の損害が発生。新しいところでは、6月に東金市外三市町村環境クリーンセンターの粗大ごみ処理施設において、ごみに混ざったリチウム

イオン蓄電池が原因と見られる大規模火災が発生、ごみを運ぶベルトコンベヤーや金属を選別する機械が燃え、粗大ごみと金属ごみの処理は再開できず、外部委託を続けています。分かりやすい分別周知が急務となります。

そこで、（１）リチウムイオン蓄電池の利用が増加する中で、不適切な捨て方による火災や作業員の安全性が問題となっているが、本市はどのような対策を講じているか。

（２）回収率を向上させるための今後の新しい取り組みについて伺います。

大きな項目、３項目め、避難所等でのW i - F i 環境整備について。

近年、台風による記録的な大雨や地震などで自主避難や避難指示の発令が多くなり、自らの災害への備え、命を守る安全な行動が重要になっています。

しかし、平成27年５月に総務省の地方のポテンシャルを引き出すテレワークやW i - F i 等の活用に関する研究会が公表した報告書によると、W i - F i の普及状況は、庁舎施設で９％、避難所で1.1％、避難場所では0.1％と、公共施設を中心にW i - F i の普及が遅れている現状が明らかになりました。

災害時にはSNSやアプリを活用して情報を収集・発信することが一般的になっています。これにより避難生活を守るリアルタイムでの情報共有が可能となります。また、家族や友人、地域との無事を確認し合える安心感からストレスの軽減にもつながります。

そこで、（１）災害時等における安否確認や情報伝達など重要な役割を果たす情報通信の必要性が増す中で、本市の避難所等のW i - F i 環境の整備はどうか伺います。

（２）いいおかユートピアセンターのW i - F i は、ロビーでは使用できるが各部屋では電波が弱く利用できない状況です。様々な文化活動や学習の場として利用される施設であることから、全館の通信環境の充実を図ることはできないか伺います。

以上、１回目の質問です。再質問からは質問席にて行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、私からは質問事項の１、子宮頸がん予防ワクチンの周知と推進についての（１）と（２）について回答を申し上げます。

初めに、（１）のキャッチアップ世代の本市の接種状況について回答申し上げます。

令和４年度から開始されましたキャッチアップ接種の対象者は、平成９年４月２日から平成20年４月１日生まれの女性のうち、３回の接種が完了していない方が対象となります。対

象者2,919名のうち、令和6年7月末までに一度でも接種を受けた方は982名で、33.6%となっております。

続いて、(2)のキャッチアップ接種の対象者がHPVワクチンを接種するときに保護者の同意は必要かということでございます。

キャッチアップ接種の対象者は高校2年生、16歳から27歳の方となります。厚生労働省の定期予防接種実施要領では、満16歳以上の方は保護者の同意は必要ないとされております。

ただし、HPVワクチンの接種後には体調を崩すことがありますので、本市では18歳、高校生相当年齢の方までは保護者の方の付添いをお願いしているところです。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、私のほうからは質問項目の2、リチウムイオン蓄電池等の適切な処分方法についての(1)(2)についてお答えいたします。

まず、(1)ですが、リチウムイオン蓄電池の不適切な処分による火災や作業員の安全性が問題となっている中で、本市はどのような対策を講じているのかというご質問です。

リチウムイオン蓄電池、リチウムイオン電池を使用している家電等を廃棄する場合ですが、電池が取り外せる製品については、市内5か所の公共施設に設置された有害ごみ回収ボックスへ捨てるように、分別方法をホームページ、パンフレット等によりご案内をしております。

取り外せない製品につきましては、有害ごみ回収ボックスと同じ場所に設置してある小型家電の回収ボックスへ捨てていただくか、資源ごみの金属ごみとしてゴミステーションへ出すようご案内をしております。

また、ゴミステーションのごみ収集時において家電等を回収する場合は、電池の有無を確認の上、適切に取り扱うように収集業者のほうへ指導をしているところでございます。

また、東総地区クリーンセンター及び旭中継施設へ直接搬入された家電等につきましては、現場の作業員により電池の有無を確認しております。

そのほか、廃棄方法といたしましては、家電量販店等の店舗に置かれている回収ボックスへ持ち込むこともできます。

続きまして、(2)回収率を向上させるため新しい取り組みがあるのかとのご質問です。

リチウムイオン電池に限らず3R推進を図る新たな取り組みといたしまして、現在、家庭から出される不用品や資源物のリユース及びリサイクルを実施している店舗、または事業所の地図を作成しているところでございます。地図の作成目的は、リユース及びリサイクル先

の情報が少ない、ということから、どこに出してよいか分からないため、ごみとして廃棄処分されている多くの製品や資源物の現状を改善するためでございます。この地図は、旭市リユース・リサイクル拠点マップとして、本年度に回覧板で各戸配布をするほか、ホームページでの公開、旭市公式LINEなどのSNSによる情報発信を行います。

この取り組みにより、リチウムイオン蓄電池や使用製品の回収率の向上、そういったものが期待できると考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、企画政策課からは、大きな項目の3、避難所等でのWi-Fi環境整備についての（1）避難所などWi-Fi環境の整備されている施設についてお答えします。

まず、Wi-Fi環境が整備されている市の管理する施設ですが、市役所本庁舎、あさひ市民センター、総合体育館、海上公民館、海上キャンプ場管理棟、旭市保健センター、いいおかユートピアセンター、飯岡刑部岬展望館、ひかた市民センター、大原幽学記念館の10か所になります。このうち指定避難所となっておりますのが総合体育館、海上公民館、旭市保健センター、ひかた市民センターの4か所です。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 生涯学習課からは、大きな3番の（2）ユートピアセンターの通信環境の関係で回答をさせていただきます。

現在、市の主催する講座等でWi-Fiでの通信環境が必要な場合につきましては、市側で用意するなどの対応をし、開催をしております。

いいおかユートピアセンターをはじめ公民館などの社会教育施設で、個人での利用やサークル活動等において通信環境が必要となる場合は、現在のところ個人やサークル等の各団体での準備や対応をお願いしているところであります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問したいと思います。

子宮頸がん予防ワクチンの周知と推進についての再質問になりますが、現時点においても、

副反応を心配し迷っている方は3割以上おり、信頼できる情報がないとの声も上がっております。接種率が激減した年に生まれた2000年度以降の方に対しての子宮頸がん予防対策が強化されない場合、将来の子宮頸がん罹患率、死亡率が上がると強く示唆されています。今月中ですので残り僅かな日数になりますが、大変に重要な期間だと思います。接種対象者に届くような周知が必要だと思いますので、どのように周知をしているか伺いたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） キャッチアップ対象者への周知につきましては、接種が再開された令和4年度から、対象者に毎年、勧奨通知のほうと併せまして、接種の重要性や安全性が記載されている厚生労働省が作成しているリーフレットのほうを同封して個人へ通知をしているところです。そのほかに、市のホームページにおきましても予防接種についての情報を提供してまいりました。

また、今年度は公費で接種ができるキャッチアップ接種の最終年度でありますので、改めて市の広報やホームページ、LINEでお知らせをしてきたところでございます。さらに、8月19日からは、市役所1階待合のデジタルサイネージを活用しまして情報提供を行っております。

今後は、9月中に再度LINEのほうで接種勧奨を行うとともに、安心して接種が受けられるよう正しい情報提供を行ってまいります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。一時期、マスコミ等による不安をあおるような状況の副反応も現れたということもありましたので、本当に情報に対してもなかなか勇気、踏み出せないという方々の声も聞けます。正しい情報が本当に伝わればいいなと思っております。

それでは、3回目の質問をさせていただきます。

いざ接種をするに当たって、残り期間短くなりますので、予約の混雑等で接種できない人が出ないように、打てないという人が出ないように、医療機関との連携は必要なのではないかと伺いたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 先ほど来からお話ありますように、必要な3回の接種を公費で受けるためには、9月中に接種を開始することが必要となります。現在までのところ、予約が取れないというような相談はございませんが、接種に関する問合せも増えてきておりまして、今後、駆け込み接種による医療機関の混雑も予想されます。

接種は、旭市だけでなく県内の医療機関で受けることが可能です。個別通知やホームページでは、市内だけでなく旭匠瑳医師会で接種を行っている医療機関をご案内しております。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 連携のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

また、それ以外での県内でも接種はどこでも可能なのか、確認をさせていただきたいと思っています。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 定期予防接種に関しましては千葉県医師会と契約を行っておりますので、県内全域の協力医療機関のほうで旭市の予診票が使用できまして、また全額公費で接種を受けることができます。医療機関の一覧は、市のホームページから確認をいただくことができます。

また、進学等で県外にお住まいの方に対しましては、定期予防接種助成制度により償還払いを利用して接種を受けることができるようになっております。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 漏れなく皆さんが、希望する人が、また迷っている人が接種できるような環境を届けたいなと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、1の（2）の再質問をさせていただきます。

親との意見が分かれて、よく理解した上で自己判断で接種した場合のその後の相談先などは、不安になる場合もあると思うので、相談先はあるのかどうか伺います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） HPVワクチンの接種に関しまして、不安や疑問、困ったことがあるときや、接種後の症状で悩んでいる場合、まずは市の健康づくり課のほうへご相談いただきたいと思います。内容によりまして、県の相談窓口や、厚生労働省が開設しております感染症・予防接種相談窓口など専用の窓口のほうをご紹介していきたいと思っております。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。いろいろとお話を伺うと、子どもよりも保護者のほうが不安に思うというケースも割に高かったものですから、ちょっと確認をさせていただきました。

そこで、3回目の質問をさせていただきます。

若者は、電話相談よりLINEやチャットサポートなどで気軽に相談できる方法を望む時代のようです。問合せの機会損失を防げる電話より気軽に問合せしやすい、かつ場所も選ばない、時間も選ばないチャットサポートの相談方法を望まれるようなんですけれども、本市ではその対応が可能か伺います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 市のほうでは、気軽に問合せできるということで、チャットサポートというお話がありましたが、チャットサポート等での相談窓口は行っておりません。相談のほうは、対面や電話以外にもメールでもお受けしておりますので、個人情報保護されております。匿名での相談も可能ですので、安心してメール等ご利用いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ご丁寧な対応ありがとうございます。

それでは、2項目めの（1）の再質問をさせていただきます。旭市のリチウムイオン蓄電池の回収実績についてお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 旭市では、リチウムイオン電池を含んだ電池全般としまして回収実績をまとめておりますので、その過去3年間の回収実績でお答えします。

令和3年度につきましては約8,600キログラム、令和4年度につきましては約6,300キログラム、令和5年度は約1万200キログラムとなっております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 3回目の質問をさせていただきます。

なかなか重さではぴんと来ないし、分かりにくい、またそれが回収で火災を起こさないというような、なかなかぴんとこないんですけれども、リチウムイオン電池等の回収の取り組みについて、今後、お一人お一人の意識を上げていくことも必要かと思います。ここで製品についてもしっかりと分かりやすい分別啓発をしていかなければ、発火や爆発事故を繰り返す可能性があります。ここで今後の計画を伺いたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） これまで、市の広報やパンフレット及びホームページなどで分別のご案内をしてきましたが、リチウムイオン電池に関して、使用されている製品やその危険性のほか、適切な分別及び廃棄方法など、具体的な啓発及び周知をまいります。

また、ホームページや旭市の公式LINEなどのSNSを活用し、幅広い世代に周知できるように取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 4回目の質問をさせていただきます。

リチウムイオン蓄電池による火災の恐ろしさから、まだまだ周知されていない部分があると思うんですが、適切な分別につながるよう動画などによる啓発も必要かと思われますが、そのような計画はありますでしょうか、伺います。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） ホームページで分別や廃棄方法などをご案内する際に、市民の方に廃棄時の危険性につきまして理解していただくため、実際の火災事故や正しい処分方法などの動画を掲載し、啓発してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 私もユーチューブなどで確認をさせていただきましたけれども、こんなに恐ろしいんだと、ちょっと落としてしまっただけでも火災につながるような、ましてそれが回収としてごみ処理センターのほうに運ばれるまでの間に危険がこんなにもあるんだということが本当に分かりやすいですので、ぜひ早急に進めていただきたいなと思います。

続きまして、（2）の再質問をさせていただきます。

市内に5か所の回収ボックスが設置されているということですが、分別に意識がないとなかなかそこまで捨てに行くことはできないのかなと思うんですけれども、そこで安全面から、中身が確認できる袋またはコンテナに分別し、ゴミステーションなどに出すことはできないのか伺いたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） リチウムイオン電池は有害ごみに当たりまして、ゴミステーションへ出すことはできませんので、有害ごみ回収ボックス、こちらをご利用いただきたいと思います。

しかし、家電の中にはリチウムイオン電池が取り外せないものがございますので、それらの家電は資源ごみ、金属ごみとしてゴミステーションへ出すことができます。また、小型家電に分類されるものは、先ほども申し上げましたが、市内5か所に設置してあります小型家電の回収ボックスへ出すことができます。

今後は、市民の方に分かりやすい出し方の周知のほか、回収ボックスの増設などを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 今、スマホや電動歯ブラシなどの29品目については、希少金属が使われていることもあり、資源有効利用促進法で回収リサイクルの対象となっております。しかし、利用者が急増している、同法が回収対象としていない、今非常に、今年も暑かったのではやりました携帯型扇風機やワイヤレスイヤホンにもリチウムイオン電池が使用されています。屋外作業員が着ている暑さ対策の空調服、ファンや冷却装置が組み込まれています、こういうものも使用されていますし、取り出し分別は知らない人が多いのではないかと考えております。現にそのまま捨ててしまい火災が発生しています。今後さらに各自治体の課題になると想定されますので、早急な安全な取り組みを目指していただきたいなと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後4時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時 1分

再開 午後 4時15分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 松 木 源太郎

○議長（飯嶋正利） 続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党旭市議会議員の松木源太郎です。2024年、令和6年第3回定例会に当たり、市政について一般質問をいたします。

まず、初めに2023年度、令和5年度決算が判明した地方独立行政法人旭中央病院の第3期の初年度の2024年度がどのような状況でスタートするのか、今後どのような状況が予想されるのかを判断するため、設置者である旭市長に質問し誠実な回答を期待するものであります。

大きい1番目であります。地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院、以下、旭中央病院と称しますが、この今後の在り方について質問いたします。

（1）旭市は、設立団体として旭中央病院の運営に大きな責任があります。今後の運営状況について、初めに現在の見解をお聞きしたい。設置自治体の長としての見解です。

旭市の一般会計の規模は約330億円程度です。しかし旭市が設置団体である旭中央病院の規模は約440億円です。旭市が責任を持つ長期債務や短期債務の合計は約350億円程度となります。

したがって、旭中央病院がまさかの事態になりますと、地方自治体である旭市に大きな負担がかかってきます。このような心配があるので、市長のお考えはどのようなことですか、お聞かせいただきたいと思います。

②人口減少状況が継続している中で、医療圏人口をどのように予想しているのですか。中央病院の医療圏は100万人と言われてきました。しかし、旭市が20年前の合併時の7万3,000人から6万2,000人に減少したように、現在の医療圏人口は80万人以下になっているでしょう。さらに令和42年、2060年には旭市の第2期総合戦略では、人口の予測は4万8,000人です。つまり医療圏はこの時点で40万人程度ではないかと予想されます。市長の考えをお聞か

せいただきたいと思います。

3番目、千葉県大網白里市から茨城県鹿嶋市までを医療圏と見ていたが、この中に医療大学やその他の医療施設ができて、従前のように医療圏人口は見込めないと思いますが、市長のご見解をお伺いいたします。

また、この圏域では、医療大学、国際医療福祉大学が大きな大学病院を開設し、とても評判がよいようです。旭市内の方でも通院している方がたくさんおります。中央病院の令和5年度事業報告で、法人の長によるメッセージで、旭市在住の患者の占める割合は、外来で約30%、入院で25%程度と言っていますが、これは理事長の文書です。2022年度の香取・海匠2次医療圏における当院の疾患占有率は54.5%に達しております。つまり、この地域から54%の方が来ているということです。このような状態が10年後、20年後まで続くとお考えでしょうか。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

(4) 令和5年度、2023年度の旭中央病院の決算では11億円余の赤字を出しました。今後3年程度で回復して黒字にできると報告がありましたけれども、本年3月の経営強化プランの収支状況では、第3期中期計画、つまり令和6年度からですけれども、これで令和6年度が20億円、令和7年度が11億円の欠損の予定です。令和8年3億円の黒字、令和9年10億円の黒字と記されていますけれども、そんなにうまくいくのでしょうか。市長のご見解をお聞かせください。

大きい2番目、都市計画区域の拡大についてであります。

都市計画区域の拡大は大変多くの市民の方に不安を与えております。6月に続き再度質問いたします。つまり、この問題というのは、都市計画区域を旧3町に拡大してもいいかという問題でありますけれども、本当に拡大する意味があるのでしょうか。

(1) 合併前の旧3町の地域を都市計画区域に参入することは、十分な市民の理解の下に実施すべきであります。改めて市の見解を問うものであります。

(2) 実施後、都市計画税の課税の有無についてお伺いします。都市計画税を実際にかけるのでしょうか。また、干潟の工業地域は工業専用地域とするということですから、当然都市計画税をこの地域にかけざるを得なくなると思いますが、そこら辺を含めて、住民にはなかなか都市計画税をかけると言わないのに、実際に令和8年、9年に実施されたらかけられていた。このことは住民をだますことになってしまいますけれども、そういう結果にならないでしょうか。この点についてお伺いいたします。

大きい3番目、国民健康保険税の引下げについてであります。

この問題につきましては、私は以前に何回か質問をしたことがありますけれども、現在の旭市は国民健康保険の被保険者がどんどん減っております。それは、国の政策で人を雇っているところに対しては社会保険を適用することが強力に推し進められていますから、毎年のように少なくなっているわけです。しかし、均等割については、私はぜひ子育て世帯のためにこの均等割部分を全額無料にすべきだと思います。半分は今国から補助されておりますので、ぜひこの点を配慮して、子育て世帯の応援のため、まさに旭市の人口の少しでも減るのを減らすために、市の決定をお願いするものであります。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇ください。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、質問内容１の（１）中央病院の今後の運営状況についてご答弁申し上げます。

旭中央病院は、開院以来「すべては患者さんのために」という基本理念を掲げ、新型コロナウイルス感染症による困難な時期にもその理念を貫き、地域医療のリーダーとして必要な医療の提供を継続してきました。新型コロナ禍以降の患者の受診意識の変化、人口減少等により厳しい経営は今後数年続きますが、令和８年度には黒字とする計画で事業を進めております。

今後も地域の医療機関とさらなる連携及び機能分担を図ることにより、高度急性期医療及び救急、大規模災害、感染症等の公共性の高い医療を引き続き適切に提供することに努めていきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、私からは大きな項目の１、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の今後の在り方についての（２）医療圏人口をどのように予測しているかについてからお答えいたします。

その前に、先ほど松木議員が中央病院350億円程度の借入れがあるというお話がございましたが、これは貸借対照表の負債の分ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 単純に350億円の借入れがあるというと、それだけが多分独り歩きしてしまうかと思うんですけれども、令和５年度の貸借対照表において、負債の部で344億円の記載がございます。そのほか純資産の部で175億円ほどあります。合わせて519億

円程度で同額の資産を形成しているというのが貸借対照表の在り方だと思います。ですので、負債だけを切り取って借金があるというのはどうかと思っております。

すみません。回答になります。

まず、診療圏人口ですけれども、これは病院から半径30キロメートルの範囲の市町村を圏域とした人口となっております。国立社会保障・人口問題研究所、社人研の推計ですと、令和2年時点で92万人程度の人口が、令和7年には88万人に、令和17年には80万人程度に減少すると予想されております。第3期中期目標においては、安定的な経営基盤の構築という項目の中で、「地域の医療ニーズ、医療及びデジタル技術の進展、施設等の老朽化、収支見通し等を踏まえ、新たな投資等の必要性を検討したうえで計画的に実施すること。」を記載しております。それを受け、中期計画においても「最適な医療・看護提供体制を維持するための病院機能・規模について検討し、必要に応じて機能や施設・設備等の最適化を実施する。」としておりますので、この計画に沿って事業を進めてまいります。

(3)になります。千葉県大網白里市から茨城県鹿嶋市まで医療圏と見ていたが、この中に医療大学やその他の医療施設ができて、従前のような医療人口は見込めないと思うが、市の見解を問うということでございました。医療機関間の競争になるのではないかと、利用者が減ると考えるが、それに対して市の見解となります。

先ほど申し上げましたとおり、第3期中期計画において、「必要に応じて機能や施設・設備等の最適化を実施する。」としておりますので、経営環境に応じて事業を進めることとなります。また、診療圏において、大学病院などが新設され、山武市、匝瑳市においても建物の更新が予定されていることは承知しております。これらの病院については、旭中央病院の運営に少なからず影響があるものと考えます。ただ、影響は必ずしも競争の側面だけではなく、連携という方向性も考えられ、軽症外来患者の分散化、急性期を過ぎた患者の転院なども想定されます。診療圏域において、類似する役割を担う病院が新設されても、旭中央病院は香取・海匠の2次医療圏の中核病院であり、高度急性期医療及び救急、大規模災害、感染症等の公共性の高い医療を提供する役割を担っております。

続いて、(4)になります。令和5年度の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の決算では11億円余りの赤字を出した。今後3年程度で回復して黒字化ができるとの報告があったが、この見通しについて市の見解をということでございました。

第3期中期目標において、「公的使命を果たしつつ、経営基盤をさらに安定させる」ことを指示しております。中核病院としての役割は大きな使命であると同時に、その使命を全う

するためには安定した経営が不可欠であると考えます。それらを両立させるために、病院は中期計画、さらに年度計画を定め、計画の達成に向けて事業に取り組み、市は毎年度その取り組みを評価していくこととなります。第3期中期目標期間の収支計画において、前半2か年は赤字となりますが、後半2か年は黒字化を見込んでおります。計画が達成できるよう、今後も病院と情報交換を密に行い、現状把握に努めるとともに、必要があれば業務運営の改善等の指示を行ってまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、2、都市計画区域の拡大についての（1）について回答いたします。

今回の都市計画見直しの大きな目的でございますが、都市計画区域を海上、飯岡、干潟地域へ拡大することで、秩序ある一体の都市として、市全域の均衡ある発展を目指すものでございます。市全域での建築のルールを統一いたしまして、接道義務や用途地域の指定などにより、市民の住環境を守るために行うものでございます。

市全域に都市計画法や建築基準法のルールを適用することで、道路の幅を確保して、日当たり、風通しを確保するほか、土地利用への指導や制限が強化されることで、良好な住環境の形成が可能となり、安全・安心なまちづくり、災害に強いまちづくりを目指す上で必要不可欠なものであると考えております。

それと、市民への周知でございます。都市計画の見直しに関しましては、これまで計画の決定、変更を行うに当たりまして、都市計画案の内容を広く皆様にお知らせし、ご意見を伺うため、市内の建築士や宅建協会を対象とした意見交換会、それと市民説明会を実施しております。また、より多くの皆様への周知を目的といたしまして、本年度、区長会の総会や民生委員の総会におきまして、都市計画見直しの説明をさせていただいたところでございます。

今後につきましては、都市計画の変更に関して法で定められた手続きを進めていく予定でございますが、計画案の縦覧などの機会を活用しながら市民への周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 私からは、大きな2点目、都市計画区域の拡大についての（2）と大きな3項目め、国民健康保険税の引下げについてご回答申し上げます。

まず、大きな2番目の都市計画区域の拡大について、実施後、都市計画税の課税の有無ということでございますが、現在、都市計画区域の見直しと併せて都市計画税の課税区域等について調査研究をしているところでございまして、課税の有無については現段階で決まっておりません。

続きまして、大きな3番目の国民健康保険税の引下げについて、子どもの均等割を無償化できないかというご質問でございます。

国民健康保険は、相互扶助の理念に基づき、被保険者の負担能力、受益の程度に応じて賦課することとなりますので、現行の法律に基づいて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） それでは、1番目の1からやっていきたいと思います。

1番目の1は、旭市の今の状態で、旭中央病院は170億円のいわゆる長期利息の分のお金を自分で払って、それを市を通して払っているわけですね。

先ほど課長からお話があったのは、私はちょっと気がつかなかったですが、それ以外に350億円プラス519億円に対するお金があるわけですね。それで、どういうことを私は言いたいかというと、後のほうへと続きますけれども、本当にこれから人口が減る時代に中央病院が、恐らく旭市の人口が4万8,000人になるというのはあなた方がつくった計画の中にあるわけです。これは第2期旭市総合戦略の中にありますね。見たことありますよね、これ。これで累計するとだいたい、はっきり言って令和17年、2035年、その次のステップが2045年、2050年、最後の目標が、今言っているのが2060年、ここまでずっといきますと、実際には恐らく今の地域で、医療圏で今80万人台と言っていましたけれども、これは50万人以下になりますよ。

そういう中で、後のほうで出てきますけれども、病院間の競争ではないんですけれども、旧東金病院も今回新築して、私も1回見に行きましたけれども、大変いい病院、施設を造り、お隣の匝瑳病院も造るでしょう。そういうことと同時に、今旭市の住民の方が何と言っているかということをもう1回聞いてもらいたいです。

なぜ私は、理事長のお言葉を引用したかといいますと、旭市の住民が、私が昭和41年に就職したときには、大きい病院は旭中央病院しかありませんでしたから、ずっと私は患者でした。前に話したことがありますけれども、大変いい医療を受けたと思っています。しかしこれが永久に続くわけではないということと、それから、最近、俺はどうしても旭中央病院へは

行かないよという声をかなり住民の中で聞くんですよ、旭市の中で。どうしているのと言ったら、先ほど言った成田のほうの病院に行く。こういうことが現に旭市の市民の中で起っているんです。周りからはいろんな期待はされてくるでしょうけれども、そういうことでって大変人口について、つまり医療圏について私は不安があるわけです。

本当に先ほど課長が言われたような令和17年で80万人、もう切っていますよ。そういう中で、理事長が述べているような形の旭市の住民の方々の割合と、それから近隣の割合を考えて、本当にこの病院が長続きするんだろうかという最近不安が出てきたわけです。

そういう中で、どうしても私はこの機会に質問したかった。だって11億9,900万円でしょう。それは9億円以上当初の予定よりも少ないわけでしょう。それは少し直ったでしょうけれども、コロナだけでは私はないと思うんです。コロナのときにはそれなりの10億円とかというお金も来たわけでしょう。そうでありながら、やっぱり11億9,900万円の赤字が令和5年度に出たということは大変大きな問題だと思いますし、それがこれから2年続く、3年目には黒字になりますよということを2月16日の評価委員会で私も聞いております、発言されているのがね。しかし、それだけではない、大変不安があるからこのことを言ったわけで、本当に、市長、最初の答弁してくれましたけれども、市が今考えているような形の人口の推移と地域の住民の利用がこのまま進んでいくと思いますか。本当にそのことをそういうふうに考えていらっしゃるんですか。この点について、市長か担当課長のご答弁をいただきたいと思っています。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） このまま人口が減っていく中で病院が維持できるのかというようなお話だったかと思います。

まず、ちょっと話がずれてしまいますが、5年度の決算で11億9,900万円の赤字、コロナだけではない、確かにそのとおりだと思っております。コロナの患者受診控えもありましたし、エネルギーコストが令和3年度と比べれば5億円、6億円だけ……

（「一番最初は人口だけ」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 分かりました。

では、人口のほうですが、これは先ほど私は社人研の推計を例に出しました。人口は減っていくというのは、そのままいくんだろうなというふうに思っております。病院もそれは認識をしております。ですので、市も目標で示しましたが、中央病院も計画で示してあります

健全経営に向けた取組というのがございます。その中では、「人口動態、受療動向、周辺環境等を勘案し、最適な医療・看護提供体制を維持するための病院機能・規模について検討し、必要に応じて機能や施設・設備等の最適化を実施する。」ということがありますので、これはそのまま、これから減っていく中では、それに見合った形で病院経営をしていきたいと思いますという考えがございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） これは、令和5年度第4回地方独立行政法人ということでもって、2月16日のときに出了た文書です。当時の事務局長と山本委員がこう言っています。医療圏の総人口の減少の割合はどの程度か、2020年26万2,000人、2025年24万3,000人、2030年22万5,000人、2035年20万6,000人、2035年には現在から21%の減少が見込まれます。これはあなたの方の文書ですよ。これを延長していくとだいたいこれと合うんです、私計算してみたら。つまり、そういうことでもって、人口減少の時代に入ってきて、ですから私最初のときに、最初のところでもってどうかということを聞いているわけですよ。

だから、今おっしゃったのは、その医療圏の80万人は、19年に何とかなるだろう。それはそれでいいですけども、令和17年に80万人だとおっしゃったわけです、だいたい医療圏がね。それよりもっと加速しているんですよ。旭市は特殊出生率が1.18とか1.19とかと、近隣から比べてもべらぼうに高いんですよ、昔から。そういうところですから、市自体はそうでしょうけれども、全体ではそういう形でもって人口が減る中で、本当に今経営でもって、あなた方は専門家ですからやっている。それでもって進んでいくだろうかということと同時に、大きな借金を中央病院は持っています。それから、いろいろとこの間資料をもらいましたので、まだ全部読んでいませんけれども、流れを見ると、お金を回転させているようなこともあるようですけれども、それは別にして、そういう形でもって今考えているのは本当にそうかということを、あなた方自信を持って言えますか、市長を含めて。だから私は心配しているんですよ。その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 先ほどの回答と重なるかと思いますが、人口減少を心配されています。それは病院も人口減少というのは考えております。ですので、すみません、繰り返しますが、先ほど人口動態、受療動向、それらを含めて最適な医療・看護提供体制を

維持するための病院機能・規模について検討をしていく。今患者は減るという想定もしております。なので、それに合った医療機能、診療体制を考えていくというのがこの項目になっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） ここ5年ぐらいのあなた方のいろいろな資料を見ていると、例えば一日に来る患者の数の予測を2,200人、ところがある年は2,300人にして、また2,200人にして、今回また2,300人にしましたよね。これずっと見ていけば分かるんだ。そういう形でもって、本当に先のことを見てやっているかというのは疑問を持ったんです、私は。素人が考えても分かるようなことがやられているのに、そういうことがあるので私は、今回そういう人口も含めた在り方について疑問を持ったわけです。ですから、この点について、私の見間違いもあってですけども、170億円というのは例のあれでしょう、長期融資の関係、それから毎年、今回短期のやつは30億円から60億円に増やしましたよね、短期債務、病院が自分でやるのは。何でこんなことをやるのか。それから、また医師のマンションとか何かを建て替えるのにかなりお金を使おうとしているんですけども、本当にそんなことができる状態なのかなということを私は感じたので今回の質問に至っているわけです。

ですから、1と2は今終わりましたので、3と4のほうにいきたいんですけども、今独立行政法人が考えているものは大変私は不安に思っていますので、特にこれから4年間、今年が6、7、8、9、それでもってこれ見ていりゃ分かるんですけども、本当に8、9でもって回復するかどうか。これは大変私は不安です。その点についてはどうなんですか。これは設置者である市長のお考えを聞いておきたいと思うんです。これは今の9年までのあなたの方の中期計画でありますね、この数字が本当にそうなのか。

それで、もう一つは、特養と養護老人ホームはなくなりましたが、シルバーとそれからケアハウス、もう一つ、それは毎年だいたい赤字なんです、見ていれば分かるように。それについてはなくさないということを言っていますけれども、こういうことになってきたら当然そういうものは削っていくというふうになると思うんですよ。そんなことも不安なので今回の質問に至ったわけだけども、そこら辺のところを十分にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員、これは3番の再質問でよろしいでしょうか。

○20番（松本源太郎） そうです、3番の再質問です。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 第3期中期計画では、今議員おっしゃいました前半2年間は赤字、後半2年間は黒字となっております。松木議員の心配は、本当にこれとおりにいくのかということなんですが、これはあくまでも今、現段階での見込みとなっております。令和5年度赤字でありまして、令和6年度がちょっと大きな赤字、それから診療体制等の見直しをかけて徐々に黒字化にしていくというのが今の病院の基本的な考え方ありますので、私としてはこうなってほしいですし、黒字がもっと早まればもっといいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） なってほしいじゃないんですよ。つまり設置団体は、これ市長に俺は聞いているんだけど、答弁はそちらでもいいですけども、設置団体はそうならないように、それこそ委員会と相談してやっていくのがあなた方の仕事ですよ。向こうは独立行政法人でもってお金回して指標でやっていりゃいいだろうけれども、設置団体はそれがおかしくなったら困るわけですから、そのために評価委員会があるんでしょう。評価委員会があるけれども、評価委員会の議論は、私は見ているけれども、なるほどなというところもあるんですよ。これでいいのかなというところもあります。そういうことをちゃんともっと広く我々議会に伝えてくれています、毎年こんな厚いものが来ますからね。それでもって、そこで見て私は大変不安になったんですよ。去年とおとしも決算のときにくれる書類見ていました。今回はタブレットへ載っているからそれもプリントアウトしようと思ったらできなかったの全部読みました。そういう中で本当に第3期の後半には元どおりになるかといったら、人口減の問題、近隣の医療の問題を含めて難しいなと思ったから今回の質問に至ったんです。

そういうふうに設置団体である旭市が考えてくれなければ、病院をもっと守り立てることができないですし、病院がいろんな問題が起きたときにどうするかということを考えておかなきゃ駄目なんです。そういう立場でもって私は質問しました。市の職員と給料の差とかいろんな問題もありますけれども、しかし、今あることが起こったならば、必ず従業員の方ほかにいきますよ。そういうような時代だということを含めてこの質問に至っているわけです。ご回答ください。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 病院をもっと守り立てたいという、当然市としても健全経営で医療を提供していつてもらいたいというのは、その思いであります。そのために中期目標を立て、中期計画を立て、毎年評価を行って経営状況を見ていく。それを繰り返しておりますので、病院としても、苦しい時期は、多分苦しいだろうというのはありますが、そこからどうやったら改善していくかというのは、今病院全体として考えているわけですので、そこは推移を見守っていきたいと思っております。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（飯嶋正利） おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合上あらかじめ延長したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） それにしては、私は、令和5年度事業報告書というのが市のほうに出された法人の長によるメッセージというのが明らかに認識はないと思うんですよ。ここで読んでもいいけれども、長いから読みませんけれども、前半はいわゆる昭和28年に設立したのが、いかに中央病院がよくやってきたかということでもありますけれども、しかし、広域基幹型急性期病院になって、外来が旭市の市民が30%、入院で25%とかと書いてあるんですけども、ここで一つ、本当に中央病院はどうなっているんだということを住民に言われたので、そのことをお話しします。

ある方が、これは旭市の幹部だった方ですけども、突然、ご高齢で目が痛くてしょうが

なくなった。タクシーを呼んで中央病院に行っただと。救急ではなくて眼科に行ったんですね。そうしたらどういうことが起こったか。紹介状がなければ診ません。それはそれでしょうがない。それを聞いて、じゃ、何とかしてくれと言ったら、駄目だと。そうしたら、その方が幹部であったことを知っている職員が来て、誰々さん、申し訳ないけれども、こういうところに眼科がありますから、そこまで行けば今日診てもらえますよ。

今の病院はどうなっているんだと、こういうことになったんです。これは大変旭市の市民にとっては衝撃ですよ。私は尋ねられたから、昔から眼科は紹介状がなければ診ないし、紹介状があっても診ない場合もあるんですよということを言いました。こんな病院がありますか。こういうことがあるところで、やっぱり病院の中の一部で起こっているんですよ、実際に。

私は自分の病気が完全に治ったから感謝していますよ。しかし、そういう方が現にいるということを認識した上でやらないと、基幹病院だから、急性期病院だからこうなんだ、それから救急車で着いて、それはそういう規定があるからいいでしょうけれども、7,700円頂きますよ、こういうことを国の制度であるからといったって、それを何でも使えばいいわけじゃないでしょう。それをやらなければ赤字で病院が潰れてしまうわけではないでしょう。ところが、ある科では紹介状なくても、私が紹介状がなくて行っても診てもらえるんですよ。こういう矛盾をいろいろ抱えて、その間に旭市の市民がいろんな感情を持っているんです。これがいろんなところにこれから反映されますから、ひとつこの問題を考えておいていただきたいと思います。

ほかのやつの質問ができなくなりますので、病院問題はここで終わりにして次にいきます。

都市計画の問題ですけれども、どうしても……

○議長（飯嶋正利） 松木議員、ちょっとお待ちください。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今の眼科のことについてお話しさせていただきたいと思います。

松木議員今おっしゃいましたが、紹介状ですけれども、なくても診てもらえるところがある。眼科は診てくれなかった、そういう違いが起きているというお話でした。

現在、眼科は確かに今紹介状がなければ診られません。というのは、眼科の医師が少なくなっているためで、まずは診療所なりクリニックで診てもらって、それから来てもらいたい。医師の数が少ないため、選定療養費を取っても診療できない状況になっています。それは病院のホームページでそうやって説明してあります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） じゃ、それに反論します。昔からそうです。二十数年前から紹介状があっても診てもらえませんでした。私もそうでした。ほかのところの患者は診ないということです。歯科もそうです。だから、そういうようなことは今言い合ってもしょうがないけれども、そういうことがあるということを、この病院には、そのことを頭に入れて、これからの対応をしていただきたいということです。

○議長（飯嶋正利） 執行部に申し上げます。丁寧な答弁を心がけてください。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 私は、一番気にしているのは、住民説明会を1回やって、27人しか来なかった。だからいろんな団体で説明している、大いに結構。ただし、もっと住民の方に知らせてもらいたいと思います。特に旧3町の方々に。

それと同時に私は気になるのは、本当に税を取らないんだとしても、1億7,000万円余をもって調査をやっていますね。それはお金の無駄遣いにはならないとは思いますが、しかし、それをやって、そういう形でもって都市計画の地域にして、じゃ、その旧3町を、これから都市計画区域というんだから、どういうふうなまちをつくっていくという、都市を計画していくわけでしょう。あなた方は、今あるのが基準に合っていない、だから網をかぶせて、建物をこうあるべきだということで直していくんだと。私もその理解をしていたんです、去年までは、それはそうだなと。しかし、今やっていることはどうも説明会終わってからおかしいと思った。

つまり、6月のときの質問を思い出してくれませんか。駅の近くで建て替えたならば、もう今までの家は建たないよというときに何て言いましたか。60%があれでしょう。だから、それに合わせて2階にすればいいとか何とかとおっしゃいましたけれども、そういう問題ではないんですよ。だから住民の方が今までどおり住めて、ちゃんと建て替えたいときはできるような、そういう援助をしてくれるんだったらいいですよ、あなた方が条例つくって。そういう形のものが今住民の中に大変渦巻いているわけです。これでもってさらに税をかける。今2億6,000万円毎年我々から取っている。農振地域の田んぼはかけませんでしょうけれども、ほかの固定資産税と同じようにかけていくということになると、これは住民の方は怒りますよ。そのところをどうにかして理解してもらえるようなことをしなければいけないのではないかと。そのことが必要だと思うんですけども、いかがですか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、まず議員のほうからご質問があった建て替えが難しくなる、そういった家があるのではないのかというところから回答いたします。

いわゆる建蔽率、容積率は大丈夫だと思うんですけども、あと接道、これは結構大事、道路に接しているか否か。こちらの要件を満たさない建築物、これは現在時間がかかっているんですけども、指定道路調査を行っておりまして、そちらでおおむね把握できると思います。現在、全部終わったわけではございません。3分の1くらいしかまだ終わっておりませんが、その中でもごく僅かでございます。全体やってみないと分からないんですが、そんなには全体的にないのかなというふうに考えております。建蔽率の問題もあるんですけども、接道の問題、いわゆる道路があるかないか、それが結構大きい問題なのかなと。それにしても個別に対応していく必要があるのかなとは考えております。それも場所と数とか状況がはっきりしないとなかなか難しいところもございますので、それは今後の課題と考えております。

そんな中で、なぜそれをやるかということにつきますと、現状今、確かに問題がないと思われるかもしれませんが。家が、隣がぴったりくっついていても。ただ、将来にわたってそれが安全であるか、それでいいのかどうかという担保は全くないわけでございます。そういったものをつくる上で、今回建築の最低限のルール、特別なルールではございません。千葉県ですと98%の方がそのエリアに住んでいるルールでございます。それを適用しようということをやっているわけでございますので、そのあたりはご理解願いたいと思います。

税の話についてはいろいろ議論ございますし、税務課長から今後、まだ決定していないということを言っておりますので、税の問題はあるかと思いますが、都市計画区域の拡大というのは防災の面も、防火の面も、災害の面も含めまして、最低限のルールでございますので、それを適用させるために見直しをしているものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 次に、時間がないので税の問題、税務課長、都市計画税のことについては、どういうステップでもって課税するかしないか決めていくか、簡単に説明してください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 都市計画税の課税について、どういうステップかということでございますが、現状まず課税するかどうかというのはまだ決まっておりませんので、当然これをするかしないか方針が定まりましたら、当然それは周知していくことになるかと思います。仮にこれを課税する方向にというふうな形になりましたら、やはり3地域の調査が必要になりますので、当然一定期間、やはり調査に期間を要することになるかと思います。期間ですと、約2年ぐらいはかかるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） ありがとうございます。

では、国保税の問題なんですけれども、いきます。

ご存じのように、今富津市とか南房総市とか、そういうところでは国保税の均等割をお子さん、恐らくまだ児童段階、小・中段階とか、そういうところまでの方たちの均等割をなしにしている、何か所かあるんですけれども、さらに、国のほうでは今、半額国から来るでしょう、均等割分が。そういうことを考えて、前に市長にも言ったんですけれども、質問したことがあるんですけれども、そのこのところの税を、半額来ているのから均等割分をただにすると、お子さんたちに対する負担が少なくなる。お子さんを産むということの決意になるのかなと、その一つになるのかなと思います。

それと同時に、先ほどお話ししたように国保の世帯がどんどん減っているでしょう、ご存じのように。これは原因があって、先ほどお話ししたような原因があるんですけれども、そういう中でも、その国保以外は子どもを対象にして税を取るというのはないんですよね、恐らく。だって、いろんな均等割があつて後期高齢者用とか介護用とかそういうところで、税ではなくて、その分を国保に乗っているでしょう。こういうところが大変な矛盾なので、その中でもぜひこの均等割だけはお子さんの分をゼロにして、国から来ているんだから、さらに半分を市がゼロにすればいいんじゃないかと、そう考えているんですけれども、この問題は千葉県内でもかなりの自治体でもって議論して、最近では東金市でもどうするかと今議論になっているんです。その点について市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 未就学児の均等割減額措置は、全国一律の制度として公費を投入し、

被保険者間の公平性を確保した上で、保険税の負担軽減を図る趣旨で実施されております。
市といたしましては、被保険者間の負担のバランスもございますので、法律で定められたとおり、均等割の5割を軽減する措置で対応してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 市長がそんな答弁しているからおかしいんですよ。

もう何分もないからあれですけども、では、国保世帯というのはご存じですか。何割旭市の市民の中にありますか、国保世帯。ご存じですか。何割ですか。

（発言する人あり）

○20番（松本源太郎） ああそう。私も資料を持っているから言えるんですが、40%ぎりぎりなんです。ほかのところはどうかというと、ほかのところは健康保険、国民健康保険ではなくて社会保険、社会保険ではお子さんを対象にしているそういう均等割はないんですよ、収入だけだから。

こういうことをやっているからおかしいので、だから国民健康保険を払うと、医療分、後期高齢者支援分、介護納付分、国民健康保険の被保険者はこんなに、今国がやっているのと同じように、今度子ども分ってつくわけでしょう。税ではなくて、税と同じ取り方するんです。これ税で取るけれども、そういうような形のものでは、国保だけはやめましょうということです、私らが言っているのは。だから、6割近くの方はそんなものは払わないで医療にかかっているのに、市町村が行う国保だけはこういうお金を均等割で、それも子どもからも取っていると。だって、子ども3人いたら、旭市の場合2万1,000円だから、6万3,000円毎年余計に払うんですよ。そういうような国保の制度は、少なくとも未就学の子どもたちはただにしてあげて、楽にさせてあげたいと考えるのは、市政執行者のお考えではないんですか。先ほどご答弁いただいたんだから、そのことを答弁してください。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 繰り返しになりますけれども、全国一律の制度として公費を投入して、被保険者間の公平性を確保した上で、保険税の負担軽減を図る趣旨で現在の均等割減額措置が実施されております。

市といたしましては、法律で定められたとおり対応してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） そういう考えで、子育てのためにいろんなことをやっているとおっ

しゃいますけれども、国保税の均等割を半分国が援助しているから半分なくしていく、それがやっぱり子育てになるのではないかと私は思います。まあ、意見の違いですから。

しかし、そういうことをやらないと本当に、旭市はまだ特殊出生率が1.18ということに、ほかから比べたら大変高い状態でありますけれども、それがいつまで続くかどうか分かりませんが、そういうことになるのではないかと思います。

これで質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 答弁はよろしいでしょうか。

（「いいです」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の一般質問を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定しました一般質問は終了いたしました。

○議長（飯嶋正利） これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は明日、定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時17分